

令和4年第1回取手市議会定例会提出予定議案説明記録

実施年月日	令和4年2月24日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） おはようございます。令和4年第1回定例会に係る議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和4年度の市政運営の基本方針についてご説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内初の感染者が確認されて3年目に入りました。現在3回目のワクチン接種を皆様にも多大な御協力をいただきながら進めているところでございます。引き続き皆様の安全安心な暮らしを第一に、感染防止対策を初めとし、生活支援、経済支援など適切な対応を行いながら、取手市の未来を見据えた施策を展開してまいります。議員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

さて、先日、総務省より発表されました住民基本台帳人口移動報告では、取手市は令和3年の日本人の社会動態がプラス91人と4年連続の転入超過となりました。茨城県内44市町村のうち11の市町村が転入超過となり、その中の1つとなることが出来ました。多くの皆様に取手市を選んでいただき、住んでよかったと思っただけできるよう、市の総合計画でありますとりで未来創造プラン2020に沿って各種施策を展開してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響は長期間で、かつ多方面に及んでいます。しかしこのような状況だからこそ、本市の魅力を高め持続可能な自治体経営を続けていくことが大切です。そしてそのためには、行政経営における限られた資源を有効に活用することで、行政課題の解決を図りながら、変化に即応できる体制を整えていく必要があります。そこで、令和4年度も、令和3年度に引き続き、魅力ある都市空間づくり、定住化促進、少子高齢社会への対応、安全安心な教育環境の実現の4点を重点事業といたしました。1点目は、魅力ある都市空間づくりです。取手駅西口駅前地区におきましては、土地区画整理事業による都市基盤整備を引き続き推進し、駅前交通広場やペDESTリアンデッキの整備、さらには、再開発事業により、都市機能の集積や、魅力とにぎわいにあふれた、中心市街地の形成を進めてまいります。さらに駅東口地区におきましては、コンテナ型喫煙所の導入により受動喫煙防止を図るなど、様々な視点から駅前空間の魅力を高めてまいります。桑原地区につきましては、大規模な商業業務施設を核とした新市街地の創出を目指し、引き続き土地区画整理事業の事業化に向けた国県などとの関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する支援を行ってまいります。

2点目は定住化促進です。市のブランドメッセージ、程よく絶妙とりでとロゴマークを用いたイメージアップや、動画や写真を用いた情報発信を進め、市の知名度、魅力度の向上により、定住人口の増加を図ってまいります。また良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションへの補助、シニア世代の持家を生かした子育て世代への家賃補助、加えてテレワークをしている移住者への補助や、県との連携による東京圏からの移住者への補助を行い、子育て世代や市内就業者等の定住化をより一層促進してまいります。さらに地域

の活力の維持向上を支える基礎となります産業振興活性化のため、引き続き起業を志す方々への支援や起業文化の醸成等に取り組んでまいります。

3点目は少子高齢社会への対応です。多様化する保育ニーズへの対応として、第4次取手市保育所整備計画に基づき、令和6年度より民営化を予定している中央保育所についての民営化計画を進めるとともに、経年劣化した白山保育所の外壁を改修し、児童が日中を過ごす施設の安全性、耐久性の維持向上を図ります。また子育て世帯への負担を軽減するため、国民健康保険財政調整基金を活用いたしまして、多子世帯における国民健康保険税について、18歳以下の被保険者のうち第2子以降に係る被保険者均等割額を全額免除します。これは県内では初めての取組となります。一方、高齢者への対応としては、藤代地区における地域包括支援事業を担うセンターを1か所から2か所に増設し、地域で高齢者を支える体制を強化してまいります。

続きまして、JR取手駅構内におきましては、JR東日本が実施するエレベーター設置への補助を行い、全ての世代に優しい公共交通のバリアフリー化を推進してまいります。

さて、私は昨年12月からスマートウェルネスシティ首長研究会の会長を拝命いたしました。この組織を誰もが地域で元気に暮らせる社会を実現するために取り組む自治体からなる組織体です。その目的を実現していく方策の一つといたしまして、市民の皆様が自分に合った健康づくりを選択し、健康長寿社会をつくることができるよう、フィットネスクラブを利用する市民への支援や健康づくり体験イベントの開催に取り組み、引き続き市民の健康づくりを支えてまいります。

4点目は安全安心な教育環境の実現です。市内公立中学校に部活動指導員として地域人材等を活用し、生徒が専門的な指導を受ける機会を確保しつつ、多忙を極める教職員の働き方改革を進めてまいります。また老朽化した白山小学校の校舎体育館の長寿命化改良事業を継続的に進め、施設の安全性、耐久性、利便性の向上を図ってまいります。さらに引き続き通学路交通安全対策プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全対策を進め、安全快適な教育環境の整備充実を図ってまいります。以上4点の重点事業に加えまして、取手市ではSDGsが目指す持続可能な社会を実現するために、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロのまちを目指し、令和2年に気候非常事態宣言を発出いたしました。これに基づき、地球温暖化対策を計画的に推進していくため庁舎の照明器具のLED化や市内の公立小中学生に対する環境教育プログラムの推進等、実効性のある取組を進めてまいります。また、今年の5月には国県市主催による利根川水系連合総合水防演習を取手緑地運動公園において実施する予定です。今回の訓練は気候変動により甚大化する災害にも対応するものです。地域社会全体における防災意識の向上を図る機会ともなりますので、議会の皆様にもぜひご出席賜りますようお願いを申し上げます。また、防災に関しましてもう1点申し上げますと、洪水、土砂災害、内水実績等と分けて作成しておりました各種ハザードマップと災害対策情報を1つの冊子にまとめた総合防災マップを作成し、全戸配布することで市民の皆様の防災意識向上を図ってまいります。

続きまして、様々な行政課題に対応していくための財源の確保として、ふるさと納税推進室を立ち上げ市税以外の財源を確保する取組を進めております。さらに、新年度からは

自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進と、加速するデジタル化にも組織的に対応し、時代の趨勢に適応した持続可能な自治体経営を目指してまいります。新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として厳しい状況が続いておりますが、このような中でも、昨年の10月には1年先送りしておりました市制施行50周年記念式典を無事執り行うことが出来ました。今後も冒頭に申し上げたワクチン接種の推進はもちろんのこと、状況の変化に弾力的に対応できる施策を展開し、安全で安心な市民生活の維持に全力で取り組んでまいります。今後とも議員の皆様、市民の皆様に一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます、令和4年度の市政方針の説明とさせていただきます。

それでは、議案第3号から第32号までの30件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和3年の人事院の勧告を受けて、国家公務員の期末手当が改定されることを踏まえ、本市においても令和4年度の一般職及び特別職の期末手当の見直しと所要の措置を講ずるため、関係する条例の一部を改正するものであります。また、この改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものであります。

議案第4号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、非常勤の国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和措置として在職期間要件の廃止等が行われることを踏まえ、本市における会計年度任用職員の育児休業等についても同様の措置を講ずるほか、所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号、取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止及び統計法の一部改正に伴い、当該法律の引用条項が変更となるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、多様な性の在り方が問われている社会情勢を背景に、男女共同参画の概念に性的マイノリティーの方も含めた全ての人の人権を尊重することを加えるとともに、用語の整理、見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市立市民会館においてロビーのみでの使用を可能とするため、市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在、取手市立老人福祉センターの利用時間につきましては、本条例の規定により午前9時から午後7時までと定めております。今回、継続的かつ効率的なサービス提供を図ることを目的に、利用時間を午前9時から午後5時までに変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号、取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

についてであります。取手市立かたらいの郷の利用時間につきましては、本条例の規定により午前9時から午後9時までと定めております。今回、継続的かつ効率的なサービス提供を図ることを目的に、利用時間を午前9時から午後5時までに変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、多子世帯に対する国民健康保険税の負担軽減の観点から、18歳以下の被保険者のうち第2子以降にかかる被保険者均等割額を全額免除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号、取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準を定める際に参酌すべきとされる下水道法施行令の改正に伴い、本市においても当該政令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在取手市浜田・上萱場集落地区計画の区域内につきましては、建築基準法の規定に基づき、畜舎等の用途を制限しております。今回畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、引き続き畜舎等の用途を制限するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、取手市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、都市計画法施行令の一部が改正され、災害の発生が恐れがある区域における開発行為の許可基準が改められたことに伴い、当該基準に対応する規定を整備するとともに既存住宅の世帯分離を行う際の許可基準に係る母屋住宅の要件を緩和するため、本条例の一部を改正するものであります。

取手市特別職の職員で非常勤のもの、講習及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、学校の実情に合わせた特色ある教育環境づくりの推進を目的として、これまでの学校評議員に代えて学校運営協議会を小学校に設置し、学校運営協議会委員の職を新たに設けることに伴い、これらの職員の報酬及び費用弁償を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

議案第15号、取手市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、消防団員の報酬等の基準の策定等について、(消防庁長官通知)が発出をされ、消防が出動する災害の頻発、激甚化による消防団員の負担の増加を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るほか、所要の整理を行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第16号、市道路線の認定についてであります。本件につきましては、現在建設中の県道取手東線小文間バイパスの整備によりまして、道路形態が変更された道路について、当該路線を改めて、市道として認定するため、議会の議決を求めるものであります。議案第17号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、現在建設中の、県道取手東線小文間バイパスの整備により、道路形態が変更された道路について、当該市道を変更するため、議会の議決を求めるものであります。議案第18号、3社総交区第1-3号駅前交通広場整備工事請負契約の締結についてであります。本件につきましては、取

手駅北土地区画整理事業の進捗に伴い、9月議会において補正予算の議決をいただきました駅前交通広場整備工事について、本契約を締結するものであります。

議案第19号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ17億8,305万6,000円を増額し、予算総額を460億5,126万2,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容は、国の令和3年度当初予算の追加交付分及び補正予算に対応するものであります。令和4年度当初予算に計上を予定しておりました、白山小学校の長寿命化改良事業や、永山中学校の公共下水道接続事業などの学校施設整備事業を初め、橋梁長寿命化事業、地籍調査事業、土地改良事業を令和3年度予算に前倒し、実質的には令和4年度事業として繰越して執行いたします。また、これら以外にも年度末に向けて不足が見込まれる経費の増額や、歳出予算の確定による各事業費の計数整理をしております。

次に、歳入予算の主な補正内容につきましては大きく2点ございます。1点目は、市税収入の増額であります。令和3年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んでおりましたが、想定より減収幅が少なかったことなどから、個人市民税所得割、法人市民税法人税割について、それぞれ歳入見込額の増額を計上しております。2点目は、普通交付税の増額であります。今年度は国の補正予算により普通交付税の再算定行われたため、普通交付税の増額を計上しております。またこれらに伴いまして、一時的に歳入一般財源が大幅に増加することになるため、歳入においては基金繰入金の減額、歳出においては基金積立金の増額を計上しております。歳入予算の大きなものは以上となりますが、その他、個々の歳出事業費の補正に伴い国県支出金や地方債等の補正を行っております。

次に6ページの第2表、繰越明許費補正は、取手庁舎——取手本庁舎揚水ポンプ改修事業など24事業を追加するものであります。最後に7ページの第3表、地方債補正は、小学校施設整備事業など2件を追加し、災害関連事業、地盤沈下対策分など10件の限度額の変更を行うものであります。詳細につきましては御手元の議案書を御参照くださいますようお願い申し上げます。

議案第20号、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。繰越し明許費につきましては、取手駅北土地区画整理事業において駅前交通広場整備工事に要する経費及び工事に伴う補償費を計上しております。

議案第21号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,807万6,000円を増額し、予算総額を116億416万3,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費や一般被保険者高額療養費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、特別交付金や国保財政調整基金繰入金の増額を計上しております。

議案第22号、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,107万4,000円を減額し、予算総額を32億8,529万6,000円とするものであります。歳出予算の主な補

正内容につきましては、保険料納付金の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険基盤安定対策費繰入金の減額を計上しております。

議案第 23 号、令和 3 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 125 万 9,000 円を増額し、予算総額を 88 億 2,927 万 1,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、介護予防生活支援サービス事業費の配食サービス委託料等の増額を計上しております。歳入予算の補正内容につきましては、介護保険料等の増額や普通調整交付金の減額を計上しております。

議案第 24 号、令和 3 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,732 万 2,000 円を減額し、予算総額を 19 億 3,971 万 6,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第 25 号、令和 4 年度取手市一般会計予算についてであります。令和 4 年度の一般会計当初予算の規模は 390 億 1,000 万円となりました。令和 2 年度の予算編成に当たりまして、特徴を申し上げます。まず、当市を取り巻く環境面での変化であります。生産年齢人口の減少や少子高齢社会の進展などによりまして、中長期的には市税の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費の増大が顕著なものとなっており、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰入金や生活保護費、障害者自立支援給付費などの扶助費が増加の一途をたどっております。さらに、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、依然として社会の多方面に及んでおり、情勢の変化を予測することは大変困難になっております。今後も健全財政を維持しつつ新たな市民ニーズに応えていくためには、限られた財源を有効に活用し、施策の選択と集中を適切に実施していくことが一層求められております。令和 4 年度予算はこのような状況の中にあっても、魅力ある都市空間づくり、定住化促進、高齢社会への対応、安全安心な教育環境の実現を基本方針とした上で、市民協働と持続可能な自治体経営、新型コロナウイルス感染症対策、さらには地球温暖化対策を市政全般に係る重要施策と位置づけ、ぬくもりと安らぎに満ち共に活力を育むまちを目指し、まちと暮らしの質をさらに高めるための予算を編成いたしました。令和 4 年度はとりで未来創造プラン 2020 が 3 年目を迎える年となります——もとい、とりで未来創造プラン 2020 が 3 年目を迎える年となります。プランにおいて引き続き重点的に取り組むこととした活力の創出、少子高齢社会への対応、協働と持続可能な自治体経営に関連する各事業について、事業効果の発現を特に強く意識し、市民の皆様の幸福感や満足感を高めていけるよう、全力で取り組んでまいります。議案第 26 号、令和 4 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 3,317 万 9,000 円を計上しており、前年度比で 5.2%の減であります。歳入につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金、市債を計上しております。歳出につきましては、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費の委託料、工事請負費及び補償補填及び賠償金を計上しております。公債費につきましては、償還金としまして元金及び利子を計上してござ

す。

議案第 27 号、令和 4 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 102 億 5,861 万 3,000 円を計上しており、前年度比で 1.2% の増であります。歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。歳出につきましては、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費を計上しております。第 2 表、債務負担行為につきましては、特定保健指導が年度を越えての指導となる場合があるため、その設定をするものであります。

議案第 28 号、令和 4 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の規模は歳入歳出それぞれ 33 億 6,235 万 1,000 円を計上しており、前年度比で 3.6% の増であります。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料や一般会計繰入金を計上しております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金及び医療給付費納付金を計上しております。議案第 29 号、令和 4 年度取手市介護保険特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 86 億 8,360 万 3,000 円を計上しており、前年度比で 2.3% の増であります。歳入につきましては 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料、国庫支出金、また 40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者保険料であります支払い基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しております。歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービス給付費等を計上しております。地域支援事業費につきましては、介護予防事業費や包括的支援事業費等を計上しております。

議案第 30 号、令和 4 年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 21 億 7,716 万——もとい、21 億 7,717 万 6,000 円を計上しており、前年度比で 29.1% の増であります。歳入につきましては、車券発売収入を計上しております。歳出につきましては競輪事業費を計上しております。

議案第 31 号、令和 4 年度取手市地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の総額は歳入歳出それぞれ 74 万 2,000 円を計上しており、前年度比で 8.8% の増であります。歳入につきましては、各構成団体からの負担金及び繰越金を計上しております。歳出につきましては、公平委員会事務に要する経費として、旅費、需用費及び負担金と、また公平委員報酬等に要する経費として、報酬及び旅費を計上しております。議案第 32 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 5,096 万 6,000 円を増額し、予算総額を 392 億 6,096 万 6,000 円とするものであります。今回の補正内容は、新型コロナワクチン接種推進事業であります、令和 3 年度から継続して実施している新型コロナワクチン接種推進事業について、令和 4 年度に必要な経費を計上しております。本件につきましては当初予算の取りまとめを行っていた時点で、令和 4 年度分の事業費の予算上の取扱いがまだ判明しておりませんでしたので、当初予算とは別の補正予算として編成したものであります。

続きまして、同意案第 1 号から第 10 号、取手市農業委員会委員の選任に関する同意について、一括して御説明を申し上げます。本件につきましては、取手市農業委員会委員の任期が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、農業委員会委員の 10 名の選

任をいたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。選任する10名につきましては、現在も農業委員会委員として御活躍されており、また御手元に配付しました経歴書記載のとおり、農業行政に対し高い識見を有するとともに人格が高潔で人望の厚い方々であります。

続きまして、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本件につきましては、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が現在11名おりますが、このうち成松文子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となります。成松氏には人権擁護委員として、平成13年より21年間にわたり、熱心に人権相談や人権啓発活動などに取り組んでいただいております。今後もその経験を生かし、人権擁護委員として御活躍いただけたらと考え、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、41件につきまして御説明を申し上げます。提出いたしました議案につきまして、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましてはこの後、担当部長から説明させていただきますので、よろしく御願ひ申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 議員の皆様、おはようございます。総務部、鈴木です。ではこれより、令和4年第1回取手市議会定例会に上程させていただく各議案について、それぞれ所管部長のほうから、その内容について説明させていただきます。まず、私のほうから、議案第3号から議案第6号までを説明させていただきます。議案第3号、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。本件につきましては、令和3年の人事院の勧告を受けて国家公務員の期末手当が改正されることを踏まえ、本市においても令和4年度の一般職及び再任用職員、常勤特別職、任期付職員の期末手当の見直しを行うため、給与条例等の一部を改正するものです。この改正により、一般職の期末手当が0.15月減となり、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給率は4.3月となります。再任用職員につきましては0.1月減となり、年間支給率は2.25月となります。特別職につきましても、0.1月減となり、年間支給率は3.25月となります。また、同じく人事院勧告で予定されておりました、令和3年12月支給分の期末手当の減額の見送り分につきましては、令和4年6月支給分から減額することで調整いたします。なお、改正による常勤特別職の期末手当支給割合につきましては、議員の皆様の期末手当に準用されるものです。続きまして、議案第4号、取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件につきましては、非常勤の国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和措置として在職期間要件の廃止等が行われることを踏まえ、本市における会計年度任用職員の育児休業等につきましても同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。具体的には、これまで会計年度任用職員が育児休業等を取得する際には、引き続き在職した期間が1年以上であることが必要とされていたところ、その要件が廃止されることとなります。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を推進していくため、妊娠、出産等を申し出た職員に対する制度の個別案内や、意向確認、相談体制の整備などの措置について、条例の中に規定として盛り込みます。続きまして、

議案第5号、取手市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてです。令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第2条の規定により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、また、同じくデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第46条の規定により、統計法第52条が改正され、項立てでなくなることから、それらの条項を引用する取手市個人情報保護条例の規定について所要の改正を行うものです。条例の施行日は令和4年4月1日となります。なお、今回の改正は、引用条項の修正のみで、条例の運用に変更はありません。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、整備法第50条により、それら2つの法律が、個人情報保護に関する法律の施行により、統合されることによる改正となります。続きまして、議案第6号、取手市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例についてです。平成17年の施行から約16年経過する本条例につきまして、多様な性の在り方が問われている近年の社会情勢の変化を受け、従来の男女間の性別の違いによる社会的格差を改善することではなく——ことだけではなく、男女共同参画の概念に性的マイノリティーの方も含めた全ての人の人権を尊重することを加えるとともに、条例中の用語の整理、見直しを行うなど、所要の改正を行うものです。条例改正の内容としましては、これまで条例上は単に性別と規定されていたものを、性別学上の性別だけではなく、自己の性別についての認識を示す性自認や、自己の恋愛・性愛の対象となる性別についての思考を示す性的指向といった概念につきまして、「性別等」として条例の中に盛り込みました。その上で、性的マイノリティーの方も含め、性別等を理由とした権利侵害をしてはならないといった内容となります。そのほか、ドメスティックバイオレンスにつきましても、その対象を配偶者や内縁者に限らず、交際相手等にも拡大いたしました。この改正に向けては、6回にわたり行われた取手市男女共同参画審議会の中で、第4次取手市男女共同参画計画の策定と合わせて多くの時間をかけて議論を重ねました。そして昨年12月にはパブリックコメントを実施し、このような改正案となりました。以上、総務部所管の議案について御説明させていただきました。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは、議案第7号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の改正案は、取手市立市民会館において、大ホールだけではなく、より気軽に利用の形態としてロビーを利用することが出来ないかという市民の声を受けまして、ロビーのみでの使用をする場合の使用料を新たに設定するものです。使用料は既に市民会館の大ホールステージのみの貸出しを行っており、ステージとロビーの面積がほぼ同じことから、ステージのみの使用料を参考に、市民会館の大ホールの使用料に100分の30を乗じた額とします。令和4年5月1日以降の申請分から適用させていただきたいと思っております。今後、ロビーコンサートを数多く開催し、多くの方が文化芸術の発表の場として手軽にロビーを活用できるよう、市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正したく、議案として提出させていただきます。議案第7号の説明は以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第8号、取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。市内に2か所あります、取手市立老人福祉センターあけぼの、さくら荘高齢者の福祉の増進を目的として設置している施設でございます。それぞれ、利用時間につきましては、条例の規定により、午前9時から午後7時までと定めております。今回、老人福祉センターの継続的かつ効率的なサービス提供を図り、利用時間を午前9時から午後5時までと変更するため、条例の一部を改正するものであります。続きまして、議案第9号、取手市立かたらいの郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。取手市立かたらいの郷は、世代間との交流及び高齢者の生きがいの増進を目的として設置している施設でございます。利用時間につきましては、条例の規定により、午前9時から午後9時までと定めております。今回、継続的かつ効率的なサービス提供を図り、利用時間を午前9時から午後5時までと変更するため、本条例の一部を改正するものであります。以上で、議案第8号、9号の説明を終わります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは、議案第10号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。今回の条例一部改正は、未就学児を含みます18歳以下の被保険者のうち、第2子以降の被保険者均等割額を全額免除するというものでございます。取手市では既に、平成30年度より18歳以下の均等割額を50%減免しておりますが、令和4年度から国保税の賦課方式を2方式へ変更するに当たり、多子世帯の国民健康保険税の負担をさらに軽減するものでございます。この軽減制度は、現時点で確認出来た中では、茨城県では初となりまして、全国でも珍しい取組になってまいります。また、来年度この制度を適用した場合、現状の推計で被保険者のうち第2子以降の人数が約462名、減額の合計額といたしましては、約500万円程度を見込んでおります。私のほうからは以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。議案第11号、取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本件につきましては、下水道法施行例の改正が、令和3年11月1日に施行され、都市都市下水路の維持管理の新たな基準として、樋門、または樋管の点検に係る基準が追加されました。追加となる基準の内容は、議案書2ページ、改正後（2）の記載のとおり、排水施設に保管する施設のうち、河川その他の公共の水域または海域から当該排水施設へ逆流を防止するために設けられる樋門、または樋管の点検は、1年に1回以上行うこと、という内容になっております。これを受け、都市下水路の維持管理に関して、必要な技術上の基準を定める際に、参酌すべきとされている下水道法施行例の改正に伴い、本市においても当該政令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正し、議会の議決を求めるものでございます。なお、建設部で所管している利根川や小貝川からの逆流を防止する樋門または樋管の数は、本条例に該当する施設も含め、16か所設置されております。また点検の実施状況ですが、16か所全てにおいて、毎年度メンテナンス業者による点検を1回、地元消防団などで年間17回、点検を実施している状況でございます。議案第11号の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。議案第 12 号、取手市浜田上萱場地区——もとい、取手市浜田上萱場集落地区計画の区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本条例の地区内では、建築基準法に基づき畜舎等の用途制限を定めていますが、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律が令和 4 年 4 月 1 日に施行されますと、同法の規定により県知事に認定された畜舎等は、建築基準法及び同法に基づく条例の規定が適用除外となり、本条例地区内で畜舎等を建築できる可能性があります。その矛盾を解消し、本条例地区内の良好な居住環境を確保するため、引き続き畜舎等の用途制限が適用できるように、条文を整備するものでございます。続きまして、議案第 13 号、取手市都市計画法における開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。都市計画法施行令が改正されることに伴い、市街化調整区域において、特例的に開発等を認める区域から、災害によるリスクの高い区域を原則として除外することや、既存住宅から世帯分離を行う場合に認められる許可基準に係る母屋住宅の要件について、これまで専用住宅とされていましたが、店舗等併用住宅を含む一戸建ての住宅に緩和する改正を行うものでございます。以上です。

○教育部長（田中英樹君） 議案第 14 号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学校の実情に合わせた特色ある教育環境づくりを進めることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づく、学校運営協議会を設置するため、学校運営協議会委員の職を新たに設けるものに伴い、その報酬及び費用弁償の額を定めるため、本条例の一部を改正するものです。学校運営協議会は、学校を運営し、学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を担っていくものであります。以上です。

○消防長（秋山龍司君） 消防本部、秋山でございます。議案第 15 号、取手市消防団条例の一部を改正する条例につきまして、ご御説明いたします。今回の改正は、国が消防団の処遇改善を目的に開催しました消防団員の処遇等に関する検討会において、中間報告が取りまとめられたことを踏まえ、消防庁長官より、非常勤消防団員の報酬等の基準等の通知が発出されました。この通知を受けまして、取手市消防団条例の一部を改正しようとするものです。主な改正としましては、現在、1 年に 2 回、半年ごとに支給されています報酬と、災害や警戒、訓練などに出場した際に支給されます費用弁償を、消防団員の基本給的性格を持つ年額報酬と、出動報酬に応じた生活給的な報酬としての出動報酬の 2 種類に定めるほか、年額報酬及び出動報酬の額について、当該通知で定められた標準額と、均衡のとれた額となるよう、団員の階級や職責等、業務の負担や活動時間を勘案し、改正するものです。議案第 15 号の説明は以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 議案第 16 号、市道路線の認定について御説明いたします。本件につきましては、現在建設中の、県道取手東線小文間バイパスの整備に伴い、分断され、道路形態が変更された道路について、市道路線として改めて認定するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と、2 ページから 3 ページの位置図、並びに認定図を併せて御覧ください。路線名は、1－5 2 1 4 号線、起点は小文間 4686 番 2、終

点は小文間 1210 番 4、延長は 52.8 メートル、道路幅員は最大で 7.9 メートル、最小で 2.7 メートルでございます。戸台橋の西側に位置している市道でございます。続きまして議案第 17 号、市道路線の変更について御説明いたします。本件につきましても、県道取手東線小文間バイパスの整備に伴い、当該市道の終点並びに延長、最大幅員を変更するため、議会の議決を求めるものです。議案書 1 ページの表と 2 ページから 4 ページの位置図、並びに変更図を合わせて御覧ください。路線名は、市道 1-5 1 1 4 号線、起点は変更ございません。終点が小文間 1216 番 1 に変更となり、それに伴い、延長は 484.26 メートル、道路幅員は最大 10.5 メートルに変更となっております。なお、最小幅員に変更はございません。議案第 16 号、第 17 号の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、議案第 18 号、3 社総交区第 1 の 3 号、駅前交通広場整備工事請負契約の締結について御説明いたします。御手元にお配りしております議案書を御覧ください。現在進めております暫定交通広場整備工事の完了のめどが立ったことから、現在の駅前交通広場のリニューアル工事を今後進めてまいります。今回の工事内容といたしましては、既設の階段や防火水槽その他広場内の附属施設を撤去する一方で、新たにエレベーターや防火水槽を設置します。契約内容につきましては入札調書を御覧ください。請負者は、大竹コウキ特定建設工事共同企業体です。契約金額は 2 億 1,395 万円で、請負率は 98.9%でした。契約期間につきましては、議会議決の日の翌日から令和 4 年 3 月 29 日までとなっておりますが、こちらは後ほど議案第 20 号補正予算にて繰越しの説明をさせていただきます。説明は以上です。

○議会事務局長（吉田文彦君） 以上で、議案第 3 号から議案第 18 号までの説明が終わりました。ここで 10 分間の休憩を取りたいと思います。再開は 10 時 5 分に再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政の牧野でございます。議案第 19 号、一般会計補正予算第 18 号につきまして御説明させていただきます。御手元に議案書と合わせまして令和 3 年度取手市一般会計 3 月補正予算（案）の概要をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。それでは議案書の表紙を御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 17 億 8,305 万 6,000 円を増額し、予算総額を 460 億 5,126 万 2,000 円とするものです。続きまして、補正予算の内容について説明させていただきますが、今回の補正予算には、執行額の確定に伴う事業費の残額減——失礼しました、事業費の減額及び財源充当の変更などが多く含まれております。これらの部分につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の説明を割愛させていただきますので、何とぞご了承願います。説明は議案書に基づき、歳入、歳出の順番で各担当部長から御説明いたします。なお、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に合わせて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。初めに、財政部所管分から御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書 10 ページ上段を御覧ください。歳入の 1 款、市税、1 項、市民税におきましては、個人市民税所得割で 4 億 2,429 万 8,000 円、法人市民税法

人税割で4億3,174万1,000円の増額を計上しております。こちらは令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収を見込みましたが、想定より減収とならなかったこと、加えて法人市民税においては、市内大手企業の増収があったことから、大きく増となったものです。続きまして、2項、固定資産税におきましては、家屋で、4,513万7,000円の減額、償却資産で9,535万9,000円の増額となっております。さらに、5項都市計画税においても、家屋で779万円の減額を計上しております。これらは、国が令和3年度の固定資産税、都市計画税に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等への事業用家屋、償却資産の軽減措置を創設したことにより、減収となったものです。ただし、償却資産においては、市民税と同様に、当初予算で見込んだ減収が想定より少なかったため、差引きで増となっております。次に、10款、地方特例交付金においては、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特例交付金、6,425万3,000円を計上しております。これは先ほど御説明した、固定資産税、都市計画税における特例措置による地方自治体の減収を補填するために、その減収分相当額が国から交付されるものです。次に、11款、1項、地方交付税の普通交付税では、6億8,423万8,000円の増額を計上しております。国の補正予算により令和3年度普通交付税の再算定が行われたため増額しております。これは国の地方財政計画においても、本年度は国税、地方税の大幅な減収を見込んでおり、それに基づき普通交付税や臨時財政対策債の算定が行われました。しかし、実際には想定していた減収が発生しなかったことから、再算定がなされたものでございます。なお、増額分のうち、5億3,212万1,000円分は、今年度の臨時財政対策債の償還のために措置されるものであり、後年度の基準財政需要額から除かれることとなります。そのため、この分は減債基金に積立てて今後の償還に備えることとしております。続きまして、11ページ中段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1,157万2,000円を増額しております。これは地方創生臨時交付金のうち、国の補助事業の地方負担に対応する分として交付されるものの、国と地方の負担割合が法令で定められているため、地方単独事業に充当することになる部分であります。この分は令和4年度への繰越しが出来ないことから、今年度、4月20日の臨時会にて議決いただいた補正予算第3号、11月12日の臨時会にて議決いただいた、補正予算第11号に予算計上して、既に実施している臨時交付金事業への財源として受け入れることとします。あわせて、臨時交付金事業の年度末の執行見込みによる財源調整を行っております。続きまして、12ページ中段を御覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入の各基金の利子は、利子収入が当初予算を上回る見込みのため、それぞれ増額するものです。次に、2項、財産売払い収入の普通財産売払い収入は、412万2,000円を増額しております。今年度は5件、7筆、合計で約1,200平方メートルの土地の売払いを行っております。続きまして、13ページ上段を御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、6億2,122万1,000円を減額するものです。これは先ほどご説明申し上げた市税の増額、普通交付税の再算定による増額、加えて年度末の執行見込みによる歳出の減額などの要因から、一時的に多額の歳入一般財源が生じることとなったため、今年度の財政運営のために適宜

取崩してきた財政調整基金繰入金を全額基金に繰り戻すものでございます。次に、同じく2項、基金繰入金の公共施設整備基金繰入金とふるさと取手応援基金繰入金は、事業費の確定による財源調整により、公共施設整備基金を298万2,000円、ふるさと取手応援基金繰入金を1,102万5,000円、それぞれ減額するものです。次に、同じく14ページの中段からの22款、市債でございます。1目、農林水産業債から5目教育債の給食センター整備事業債までと、8目、公共施設等除却債、12目、緊急自然災害防止対策事業債については、市債充当事業の確定により減額をしております。一方、5目、教育債の小学校施設整備事業債、6目、合併特例債、11目、防災減災国土強靱化緊急対策事業債は、国の令和3年度当初予算の追加交付分及び第1号補正に対応するものとして、今回の歳出予算の計上に伴い、増額計上を行っております。次に、議案書15ページ下段から16ページ上段を御覧ください。歳出の2款、総務費、1項、総務管理費の公共施設整備基金積立金は、歳入で御説明したとおり、基金利子収入を積み立てるため、1万7,000円を増額するものです。次に、18ページ上段を御覧ください。財政調整基金積立金については、基金利子収入及び用途を指定しない一般寄附金としていただきました寄附金、さらに先ほど歳入の基金繰入金の減額において御説明した、多額の歳入一般財源のうち、今回の財源調整及び他基金への積立てに用いなかった残額を積み立てるものとして、1億6,302万9,000円を増額するものです。その下の減債基金積立金については、基金利子収入及び再算定により増額される普通交付税のうち、将来の臨時財政対策債の償還原資として措置された金額等を積み立てるため、8億3,213万3,000円を増額するものです。次に、同じく18ページ下段を御覧ください。過年度国庫支出金等過誤納返還金は、国庫負担事業の実績報告の修正に伴い、既交付額の一部に返還が生じたことから、350万円を増額するものです。次に、45ページ下段を御覧ください。12款、諸支出金、1項、土地開発基金費の土地開発基金繰出金は、基金利子収入を積み立てるため、1万1,000円を増額するものでございます。今回の歳入歳出補正予算に係る財政部所管分の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の補正予算について御説明させていただきます。補正予算書12ページ、御覧ください。16款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金、街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金120万円についてです。令和3年度において、防犯カメラの設置費用に関し、県の補助事業要綱により、県の補助対象となりました。これにより、茨城県警へ補助事業の申請を7月に実施し、8月に交付決定されました。防犯カメラの設置に係る財源につきましては、当初、基金繰入金と一般財源としておりましたが、補正予算書15ページ、防犯に要する経費において、県支出金120万円を計上し、財源充当の変更を行うものです。工事完了予定が令和4年3月になることから、今回の補正といたしました。県の補助額は、防犯カメラ1台につき上限30万円となり、今回、4台設置することから、120万円となります。これにより、基金繰入金を95万円、一般財源を25万円減額するものです。続きまして、補正予算書17ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、13目、男女共同参画推進費、男女共同参画社会の推進に要する経費、28万円の減額補正です。こちらは男女共同参画に熱意のある市民の方が実行委員を組織し、毎年11月に実施するイベント、人と人ともに輝く取

手の集いに関する予算です。今年度は令和3年11月14日、日曜日に実施を予定しておりましたが、6月に実行委員の方々と協議し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため残念ながら中止を決定しました。本来であればこのイベントは男女共同参画を啓発するための講演会を中心とし、地元高校生の吹奏楽の演奏や参加者の交流の場として地元野菜の販売などを実施する予定でした。補正予算書19ページ、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費です。マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明書情報、氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日などにより事前準備を行うことで、転出、転入手続の時間の短縮化、ワンストップ化を図ることを目的に住民記録システムの改修を行うため、住民基本台帳システム改修業務委託料167万2,000円を計上するものです。補助率は10分の10となり、歳入につきましては補正予算書11ページ、11款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備補助金、302万3,000円のうち167万2,000円を計上しております。なお、その差135万1,000円につきましては、補正予算書16ページ、電算OA化等に要する経費の財源充当の変更によるもので、地方公共団体情報システム機構J-LISが設置する中間サーバープラットフォームを構築、運用するに当たり、各自治体等が負担する経費のうち、次期システム公開に係る経費について財源措置がなされることから、社会保障税番号制度システム整備補助金として計上するものです。総務部所管については以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは政策推進部所管事業について説明させていただきます。まず、歳入につきましては、12ページ下段の18款、寄附金、1項、寄附金の一般寄附金は、匿名の方から用途等の意思表示のない寄附の申出があり、一般寄附金としてお受けし、12万円を増額しております。続きまして、15ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、市制施行50周年記念事業に要する経費の184万7,000円の減は、市制施行50周年記念式典及び市民実行委員会との協働による藤の植樹事業について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初の予定から規模を縮小しての実施となったこと、及び業務委託業務の契約差金が生じたため減額するものです。続きまして16ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、行政改革推進に要する経費の346万1,000円の減は、当初、従来システムの導入を検討しておりましたが、最新のシステムでライセンス共有型の新たなプランの提供が——提案があり、従来プランと比較して、機能を維持したまま安価に導入できることが判明したため、仕様を変更したことによる減額となります。続きまして、19ページ、2款、総務費、5項、統計調査費、2目、諸統計調査費、経済センサスに要する経費の124万4,000円の減は、コロナウイルス感染症対策のため、調査票の回収作業を調査員が行わず、郵送またはインターネット回収のみで実施し、調査員報酬104万4,000円と、調査員連絡用の通信運搬費20万円を減額するものです。あわせまして、12ページの歳入、16款、県支出金、3項、県委託金、1目、総務費県委託金経済センサスも同額減額するものです。続きまして、飛びまして、42ページ、9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費の市

民芸術活動の推進に要する経費 150 万円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により文化祭が中止となったため、文化祭委託料を減額するものです。同様に、東京藝術大学との交流に要する経費の 217 万 9,000 円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、小学校への美術指導が一部中止、中学校吹奏楽部への音楽指導は中止になったものによるものです。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した文化祭委託料と、議案書、14 ページ、21 款、諸収入、6 項、雑入、5 目、雑入、宝くじ収益金市町村交付金 213 万 3,000 円を、アートのあるまちづくり推進に要する経費と、アートギャラリーの管理運営に要する経費に財源充当の変更するものです。政策推進部所管事業は以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管の補正予算、歳入歳出についてご説明申し上げます。それでは歳入からご説明申し上げます。補正予算 10 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金の生活困窮者自立相談支援費負担金は、新規相談受付件数と支援プラン作成件数が前年度より 1 割以上増加していることから支援実績加算が適用され、負担金の内示額が増額されたことに伴い、693 万 7,000 円を増額しております。なお、歳出の事業費の増減はなく、財源充当の変更を行っております。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。21 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、2 目、障害者福祉費の介護給付費等に関する経費は、新規に障害福祉サービスを利用する障害のある方が昨年 12 月より増加傾向にあり、今後も利用者が増えると予想されることから、扶助費で 700 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 2 分の 1 の 350 万円、県負担金 4 分の 1 の 175 万円をそれぞれ増額しております。次に 22 ページを御覧ください。3 目、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金、48 万 9,000 円の増額です。これは議案第 23 号、介護保険特別会計補正予算の地域支援事業費のうち、配食サービス委託料の増額により、介護保険特別会計に繰り出しをするものです。次に、23 ページを御覧ください。2 項、児童福祉費、2 目、児童措置費の障害者施設給付費に要する経費は、放課後等デイサービスにおいて、1 人当たりの平均利用日数が増えたことにより、扶助費で 1,000 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 2 分の 1 の 500 万円、県負担金 4 分の 1 の 250 万円をそれぞれ増額しております。次に、3 目、児童入所費の民間保育園入所に要する経費は、民間の保育園、認定こども園の各施設の入所委託料の経費で、入所児童数の増、処遇改善実施施設の増などにより、当初予算の見込みを上回ったため、それぞれの入所委託料、合わせて 6,500 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 3,250 万円、県負担金 1,625 万円をそれぞれ増額しております。次に、24 ページを御覧ください。3 項、生活保護費の生活保護に要する経費は、例年の生活保護受給者の増に加え、医療扶助の支出増により年間支払額に不足が見込まれることから、医療扶助 1,100 万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金 4 分の 3 の 825 万円を増額しております。以上、福祉部所管分についてご説明申し上げます。

○健康増進部長（大野安史君） 続きましては、健康増進部所管についてご説明申し上げます。まず歳入から御説明いたします。補正予算書の 11 ページを御覧ください。15 款、

国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、6節、国民健康保険事業負担金、保険基盤安定負担金につきましては、負担金額の決定により192万6,000円を減額しております。これは保険者支援分として、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の4分の2を国で補填するものでございます。次に、同じく補正予算書11ページ、16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金、5節、国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金について、負担金額の決定によりまして、195万4,000円を減額しております。これは、保険税軽減分として低所得者に係る保険税軽減相当額の4分の3を保険者支援分として保険税——失礼しました、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の4分の1をそれぞれ県で補填するものでございます。続きまして、その下段となります、6節、後期高齢者医療事務費——失礼しました、事業費負担金、保険基盤安定対策費負担金は、負担金交付見込額の決定により、830万7,000円を減額しております。これは低所得者及び被保険者の被扶養者であった被保険者に係る後期——後期保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、保険基盤安定納付金として、後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。県は繰入れました金額の4分の3を負担します。続きまして、補正予算書14ページを御覧ください。21款、諸収入、6項、雑入、5目、雑入、5節、後期高齢者医療制度特別対策補助金、269万円を増額するものでございます。茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を実施するに当たり、一定基準に基づき、医師が個別に必要と判断した場合、貧血、心電図、眼底、血清クレアチニン等の詳細な検診を行った経費の補助を受けるものでございます。補助率は3分の1となります。続きまして、歳出に移らせていただきます。補正予算書20ページ下段を御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金及び国保財政安定化支援金の金額決定により、651万6,000円を減額しております。続きまして、補正予算書21ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、162万円の減です。これは、茨城県独自の緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年8月19日から9月21日まで休業した指定管理者に対し、茨城県より営業時間短縮要請協力金が支給されたことから、当該期間の収入減少額を基準として支給することとしていた、市からの休業支援金を減額したため減額補正するものでございます。次に、補正予算書22ページ、上段の中ほどになります。3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定対策費負担金の交付額の決定により、1,107万4,000円を減額しております。私のほうからは以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の補正予算について御説明いたします。初めに歳入から説明いたします。補正予算書10ページを御覧ください。2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税の森林環境譲与税は、当初の見込額に国の減額修正に伴い、6万8,000円を減額するものです。次に補正予算書12ページをお願いします。16款、県支出金、2項、県補助金の農業次世代人材投資資金は、交付対象者の農業所得が規定の額を超過したことにより、324万

3,000円を減額するものです。次に13ページになります。19款、繰入金、2項、基金繰入金の7目、環境基金繰入金、10目、森林環境譲与税基金繰入金は、充当事業の事業費の確定による財源調整により、環境基金繰入金で3,000円の減額、森林環境譲与税基金繰入金で470万8,000円の減額をするものです。次に、同ページ下段の21款、諸収入、6項、雑入の放射能対策費用弁償金過年度は、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴い、事故発生により追加的に支出した放射能対策に要した経費を、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償請求を行い、継続的に交渉を進めてきた結果、今年度、賠償金として3,212万8,000円の合意を得て歳入があったため、増額するものです。次に、歳出を御説明いたします。補正予算書は25ページをお願いします。4款、衛生費、1項の、地球温暖化対策の推進に要する経費は、取手西小学校に試験的に導入した生ごみ処理機の契約差金5万1,000円を減額するものです。次に26ページをお願いします。3項、上水道の茨城県南水道企業団児童手当負担金は、当初——年度当初の見込みより児童数が増加したことから、1万9,000円を増額するものです。同ページ5款、農林水産業費、1項、農業費の農政事務に要する経費は、森林環境譲与税の歳入が減額となったことに伴い、積立金6万8,000円を減額するものです。次に27ページ、同じく1項の農業振興に要する経費は、歳入で御説明したとおり、農業次世代人材投資資金に係る交付対象者の所得増により、負担金補助及び交付金等で324万3,000円を減額するものです。同じく1項の土地改良事業に要する経費は、福岡堰土地改良区管内で、県が主体となって実施する農業用水路等の地盤沈下対策事業の追加工事に伴う増額負担金、110万2,000円、山王西部地区排水路改修工事費確定による負担金1万6,000円減によるもので、負担金補助及び交付金108万6,000円を増額するものです。次に28ページをお願いします。6款、商工費、1項、商工費の商工業振興助成に関する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、商工会並びに商店街事業が中止になったことなどから、とりで産業まつり補助金、藤代商工祭補助金、商店街活性化事業補助金、合わせて435万2,000円を減額いたします。続きまして、同じく1項の産業振興に関する経費は、市産業活動支援制度の指定企業において、当初見込んでいた納税額が減となったことから、産業活動支援施設奨励金を1,147万8,000円減額しております。次に29ページをお願いします。1項の観光事業に関する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催予定であった事業が中止または縮小になったことから、市観光協会補助金3,206万円を減額しております。以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。続きまして、農業委員会所管の歳入歳出補正予算について御説明いたします。初めに歳入から御説明いたします。補正予算書12ページ上段を御覧ください。16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金、農地集積集約化対策推進交付金は、国の令和3年度一般会計補正予算により新設され、それに伴い24万円を増額しております。内容としましては、農水省が進めるデジタル技術を活用した行政手続のオンライン化推進の一環として、農地利用最適化推進委員が使用するタブレット端末の購入費用となります。次に、歳出を御説明いたします。補正予算書は26ページを御覧ください。5款、農林水産業費、1項、農

業費、1日、農業委員会費の機構集積支援事業に要する経費は、歳入で御説明いたしましたとおり、県補助金の農地集積集約化対策推進交付金により、24万円を増額しております。以上、農業委員会所管の補正予算になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部所管分の補正予算、初めに歳入について御説明いたします。補正予算書11ページ中段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金、1節、市道整備事業費補助金、防災安全交付金（インフラ老朽化対策分）、こちらにつきましては、令和4年度に計画していた橋梁長寿命化対策事業が、国の令和3年度第1号補正予算の対象となるため、3,949万円を増額するものです。同じく、防災安全交付金（生活空間の安全確保分）、こちらにつきましては山王通学路整備事業の国庫補助金の内示割れに伴う減額により、1,673万7,000円減額するものです。下の段に移りまして、3節、住宅費補助金、社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金分）の1,291万9,000円の減額のうち、市営住宅改修事業の執行額確定に伴い、710万4,000円減額をいたします。そのほか都市整備部所管の減額分につきましては、後ほど都市整備部長より御説明いたします。続いて同じく補正予算書11ページ、下段の16款、県支出金、1項、県負担金、4目、土木費県負担金、1節、地籍調査費負担金につきましては、令和4年度に予定していた地籍調査事業、白山2地区、約8ヘクタールが、国の令和3年度第1号補正予算の対象となるため、52万5,000円を増額する一方で、令和3年分の負担金の内示割れに伴い、420万円の減額が生じたことから、合わせて367万5,000円減額となります。歳入の説明については以上となります。続きまして、歳出です。補正予算書30ページを御覧ください。7款、土木費、1項、土木管理費、25、道路管理に要する経費は、水路用地の確保のため用地買収を計画しておりましたが、一部、道路境界の確定が不調となったことから、買収対象地の縮小に伴い、土地評価業務委託料96万8,000円を減額しております。同じく30ページ中段を御覧ください。2項、道路橋梁費、20、道路維持補修に要する経費の委託料につきましては、橋梁点検業務委託を発注するに当たり、予算の不足が生じたことから、78万円を増額する一方、橋梁補修工事実施設計並びに市道工事に伴う測量設計業務の執行額確定により、1,651万円を減額したことで、委託料として1,573万円減額をしております。また工事請負費につきましては、歳入の際に御説明いたしましたとおり、橋梁長寿命化対策事業が国の令和3年度第1号補正予算の対象となるため、橋梁補修工事を6,992万円増額いたします。歩道橋補修工事においては、事業促進のため委託料などから1,653万円を予算流用し増額し、その一方で、藤代駅並びに取手駅エスカレーター補修工事の執行額確定に伴う減額により、工事請負費として8,291万9,000円の増額をしております。その結果、委託料、工事請負費を合わせまして、6,718万9,000円の増額となっております。国の令和3年度補正予算の対象事業につきましては、令和4年度に繰越しして実施いたします。続きまして補正予算書31ページ、32ページ上段を御覧ください。20、道路改良に要する経費は、合わせて3,791万2,000円減額しております。減額の理由といたしまして、(31)戸頭新屋敷から(57)片町までの5路線全てにおいて、執行額確定に伴うものとなっております。補正予算書32ページ上段を御覧ください。25、通学路整備に要する経費のうち、(12)山王市道4262号線ほかは、

歳入でも御説明しましたとおり、国庫補助金の内示割れに伴い、委託料並びに工事請負費、補償補填及び賠償金の合わせて、2,915万7,000円の減額となっております。また(20)野々井市道2759号線ほかにつきましては、執行額の確定に伴う減額をしております、2路線の合計として、3,058万7,000円の減額となっております。続きまして、補正予算書33ページを御覧ください。3項、都市計画費、20、地籍調査業務に要する経費は、歳入の際に御説明したとおり、令和4年度に予定していた地籍調査事業、白山2地区、8ヘクタールが令和3年度第1号補正予算の対象となるため、事業費並びに役務費、地籍調査測量委託料について、合わせて87万円の増額をしております。その一方で、令和3年度分の負担金の内示割れの影響を受け、委託料457万8,000円の減額が生じたことによりまして、合計370万8,000円減額となっております。こちらにつきましても令和3年度補正予算対象事業につきましては、令和4年度に繰越して実施いたします。同じく33ページ下段を御覧ください。22、都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費は、残土搬出先の計画変更により、搬出が困難となったことから、工事請負費を1,821万円減額した一方、補助対象事業の予算組替えに伴い、公有財産購入費を108万9,000円増額したことにより、合わせて1,712万8,000円の減額となっております。続きまして、補正予算書34ページ中段から35ページを御覧ください。22、保存緑地、保存樹木等に要する経費、7万円の減額と、33、水辺利用推進に要する経費、120万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、取手利根川河川まつりを初めとしたイベント等の開催中止による減額となっております。最後に補正予算書35ページ下段を御覧ください。4項、住宅費、20、市営住宅管理に要する経費は、市営住宅改修工事費及び市営住宅解体工事費の執行額確定により、1,767万8,000円を減額しております。なお、市営住宅改修工事費の執行額確定に伴い、充当される社会資本整備費——もとい、社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)の減額につきましては、先ほど歳入の際に御説明させていただいたとおりでございます。建設部所管分については以上となります。

○都市整備部長(齋藤嘉彦君) 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市整備部所管の補正予算についてご説明申し上げます。初めに歳出から御説明いたします。補正予算書33ページを御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費でございます。25、都市交通政策の推進に要する経費といたしまして、コミュニティーバス運行経費補償金を109万3,000円増額しております。新型コロナウイルス感染症拡大の長期化等の影響により、利用者数の減少がございまして、運賃収入の減少が見込まれるため、運行経費補償金を増額するものでございます。続きまして、補正予算書35ページを御覧ください。7款、土木費、4項、住宅費でございます。23、定住化促進住宅政策に要する経費が住宅取得補助などの申請見込額の確定により、1,200万円を減額しております。またこれに伴い、国庫補助金の充当額につきましても、581万5,000円を減額しております。続きまして歳入を御説明いたします。補正予算書の11ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分)でございますが、ただいま、歳出補正で御説明いたしました、定住化促進住宅政策に係る住宅補助額の確定に伴う581万5,000円の減額と、建設部所管の市営住宅改修工事費の契約金額の確定による減額分、

710万4,000円を合わせて、1,291万9,000円の歳入減となるものでございます。都市整備部所管については以上です。

○消防長（秋山龍司君） 消防本部、秋山でございます。続きまして、消防本部所管の補正予算について御説明いたします。補正予算書11ページにお戻りください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金の4目、消防費国庫負担金は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害へ、消防庁長官の指示により、取手市消防本部が登録しております緊急消防援助隊を派遣したことに伴う人件費や物件費等の負担金が決定したことから、115万1,000円を補正するものです。以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の補正予算について御説明いたします。まず、歳入の説明となります。補正予算書13ページをお開きください。中段にあります奨学金貸付金元利収入336万円の増です。奨学金貸付け者2名から、返済期間を前倒しして貸付金の全額を返還したいとの申出があり、それぞれ192万円と144万円、合計336万円の返還を受けたものです。次に、歳出の説明となります。補正予算書は39ページをお開きください。小学校建設事業に要する経費5億8,478万5,000円の増です。令和4年度に計画していた白山小学校長寿命化改良工事が、国の令和3年度補正予算の対象となる見込みとなったことから、工事請負費5億8,000万円及び工事監理委託料478万5,000円を新たに計上いたします。今回の補正は、第1期工事として体育館の長寿命化改良工事及び耐力度調査結果で基準以下となった一部校舎の解体工事等を行います。なお歳入については、補正予算書11ページ、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金5,064万6,000円を計上し、歳出予算のほうに充当いたします。また、補正する歳入、歳出は全て令和4年度に繰越して実施いたします。

次に、補正予算書41ページ下段、中学校建設事業に要する経費、5,474万7,000円増についてです。令和4年度に計画していた永山中学校公共下水道接続工事が、国の令和3年度当初予算の対象となる見込みとなったことから、工事請負費5,500万円を新たに計上いたします。永山中学校浄化槽の老朽化が著しく、周辺に公共下水道が整備されているため、浄化槽解体を含めた公共下水道接続工事を行います。なお歳入については、補正予算書11ページ、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金707万円を計上し、歳出予算に充当いたします。また、補正いたします歳入歳出は全て令和4年度に繰越して実施いたします。

次に、44ページをお開きください。取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費98万8,000円の増です。第1体育室床補強工事に伴う損失補償費です。取手グリーンスポーツセンター第1体育室の床損傷に伴う工事において、第1体育室の利用ができなかった期間である令和3年11月4日から12月28日までの施設利用料損失分を指定管理者に対して補償するものです。この期間中の過去の施設利用料の平均額から、施設を使用しないことにより不要となった光熱水費等を差し引いた額を補償額としてお支払いするものです。教育委員会からは以上でございます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、6ページにお戻りください。第2表、繰越明許費補正につきまして、こちらも各担当部長から御説明いたし

ます。初めに財政部所管といたしまして、2款、総務費、1項、総務管理費の取手本庁舎揚水ポンプ改修事業 653万4,000円は、本庁舎地下にある揚水ポンプが経年劣化により給水に支障があるため、ポンプの交換を行うものですが、半導体不足等の影響により年度内の調達が困難であることから、繰越明許費を設定し、次年度に繰越しを行うものです。その下の議会棟厨房空調設備改修事業 129万7,000円は、議会棟厨房の空調が経年劣化により故障し、正常に作動しない状態にあることから改修を行うものですが、こちらも半導体不足等の影響により年度内の調達が困難であることから、繰越明許費を設定し、次年度に繰越しを行うものです。財政部所管の繰越明許費補正の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の繰越明許費補正について説明させていただきます。第2表、繰越明許費補正、上から3項目め、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務に要する経費、全国でマイナンバー所持者の転出転入手続のワンストップ化をできる限り早期に実現できるように、国において、令和4年度の概算要求から令和3年度補正予算へ繰上げて予算化され、令和3年度中に各自治体へ補助金の交付決定がされることから、3月の補正予算での対応となります。しかし、システム改修における最終的な仕様が国から示されていないこと及びシステム構築に時間を要することから予算の繰越しを行うもので、繰越金額は167万2,000円となります。総務部所管については以上です。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。続きまして農業委員会所管の繰越し明許費について御説明いたします。補正予算、予算書6ページを御覧ください。5款、農林水産業費、1項、農業費の農地集積集約化業務効率化支援事業は、事業完了が令和4年度に延長になることから24万円を翌年度に繰越いたします。以上です。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管の繰越明許費について御説明いたします。5款、農林水産業費、1項、農業費の福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金は、国の令和3年度一般会計補正予算により用水路等の機能改善事業費が増額されたことに伴い、市負担金110万2,000円を繰越しするものです。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の繰越し明許費補正の説明をいたします。7款、土木費、1項、土木管理費を御覧ください。北浦川谷中第五橋（仮称相橋）架け替え小負担金です。去る、令和4年2月15日に新しい橋梁が完成し、供用を開始したところですが、迂回路で使用していた仮設橋の撤去や護岸工事の実施時期は翌年度になることが茨城県から示されたことを受けまして、負担金367万円を翌年度へ繰越します。続きまして、2項、道路橋りょう費、戸頭地内（市道2036号線）ほか、道路維持補修事業は、排水管を敷設する市道の一部が、河川保全区域に隣接していることから、国土交通省利根川上流河川事務所守谷出張所と、工事施行に伴う実施協議などにより、不測の日数を要したことから、年度内完成が困難な状況であるため、戸頭地区などの修繕料485万1,000円を繰り越します。橋梁歩道橋長寿命化事業のうち、橋梁長寿命化対策事業は、既に補正予算の歳入歳出でも御説明しましたとおり、令和3年度第1号補正予算の対象となる見込みのため、補修工事費として1億404万7,000円を繰り越します。また、横

断歩道橋長寿命化対策事業は、取手駅北土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、西口ペDESTリアンデッキ補修工事を実施することから、補修工事費として1,046万円を翌年度へ繰り越します。以上のことから、橋梁並びに横断歩道橋補修補修工事費を合計いたしまして1億1,450万7,000円を翌年度に繰り越します。続きまして、稲（市道2494号線）道路維持事業は、測量設計委託業務のうち、設計内容の精査や図面等の成果品の製作に遅れが生じていることから、年度内完成が困難な状況のため、委託料として1,109万9,000円を翌年度へ繰越します。井野団地外周道路、市道011号線ほか道路改良事業は、隣接地権者との協議に不測の日数を要したことから、年度内完成が困難な状況のため、工事請負費5,665万6,000円を翌年度へ繰越します。井野台4丁目、市道3276号線ほか道路改良事業は、用地買収対象地権者との交渉に不測の日数を要していることから、年度内の契約が困難な状況のため、公有財産購入費のほか物件移転補償費と通常損失補償費の合わせまして、1,824万2,000円を繰り越すものです。続きまして、桑原市道3100号線ほか道路改良事業は、用地買収対象地権者との交渉に不測の日数を要していることから、年度内の契約が困難な状況のため、公有財産購入費のほか補償及び賠償金の合わせて211万9,000円を繰り越すものです。山王市道4262号線ほか通学路整備事業は、工事の際に電柱が支障となることから、通信事業者との電柱移設協議に不測の日数を要しており、年度内の完成が困難な状況のため、工事請負費として1,134万7,000円を繰越しております。下段に移りまして、3項、都市計画費を御覧ください。2段目の地籍調査事業は、既に歳入歳出補正予算の歳入歳出でも御説明いたしましたとおり、国の令和3年度第1号補正予算の対象となる見込みのため、地籍調査測量委託料のほか、地籍調査に係る事務費等として87万円を繰り越すものです。都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業の街路用地買収対象者は、茨城県施工の北浦川緑地用地の買収対象者と同一地権者であることから、茨城県と協調し並行して交渉する必要があるため、茨城県との調整や地権者との交渉に不測の日数を要していることから、年度内の契約が困難な状況のため、公有財産購入費のほか、補償及び賠償金の2,415万6,000円を翌年度へ繰越します。その下の新取手4丁目都市排水路整備事業、稲雨水幹線整備事業、藤小横町雨水排水整備事業、3つの事業とも雨水管渠や道路側溝を敷設するために、地下埋設物であるガス管や水道管の状況を現地確認したところ、当該工事の支障となることが明らかになったことを受け、各事業者との移設協議に不測の日数を要し、年度内完成が困難な状況のため、工事請負費を翌年度へ繰り越すものです。繰越しの金額ですが、新取手4丁目645万円、稲雨水幹線2,821万5,000円、藤代横町3,837万9,000円となっております。建設部所管分につきましては以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市整備部所管について御説明いたします。7款、土木費、3項、都市計画費、桑原地区整備推進事業でございます。桑原地区都市計画決定支援業務において、関係機関協議に不測の日数を要したため、支出済みの前払金を除く、1,003万円を繰越すものでございます。都市整備部所管は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の繰越明許費補正に

ついて御説明いたします。まず、白山小学校校舎体育館長寿命化改良事業、5億8,478万5,000円については、先ほど歳出の説明で申し上げたので省略いたします。次に、小学校給食室給湯設備改修事業49万5,000円については、取手小学校給食室で使用している業務用給湯器が、令和3年11月に不具合が生じたため修理を依頼しましたが、設置後20年が経過し老朽化が著しいことから、給湯器本体の入替えが必要となりました。12月に契約をいたしましたが、今般の半導体不足により給湯器本体の出荷の見通しが立たず、年度内完了が困難となったため、49万5,000円全額を繰り越すものです。次に、永山中学校公共下水道接続事業5,500万円については、先ほど歳出の説明で申し上げましたので、省略いたします。次に、公民館エレベーター改修事業47万3,000円については、戸頭公民館エレベーター改修の工事請負費で、今年1月に機器の不具合があり、緊急で修繕を実施していますが、部品の調達・流通に日程を要しており、年度内の工事完了が困難なため、令和4年度に繰り越すものです。最後に、給食センター消防設備改修事業46万2,000円については、令和3年8月に、調理機器の入替えを行った際、調理場内に自動火災報知設備を初めとした消防設備の改修工事を行う必要が判明しました。そのため、学校が長期休業となる春休みに改修工事を実施する予定で2月に契約をいたしましたが、発注後、一部の機器で今般の半導体不足により、その入手が遅れてしまい、年度内完了が困難となったため46万2,000円、全額を令和4年度に繰り越すものです。説明は以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正につきましては、今回補正予算に計上した各事業の地方債について2件を追加、10件の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第19号、令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、議案第20号、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書2ページをお開きください。第1表、繰越明許費について御説明いたします。取手駅北土地区画整理事業費3億723万8,000円を繰越しさせていただきます。こちらは、暫定交通広場の整備工事に不測の時間を要したことから、先ほど議案第18号、契約締結で説明させていただいた新しい交通広場の整備工事及び既存の埋設管移設費を繰り越させていただきます。以上です。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部も、大野でございます。私のほうからは、議案第21号及び22号を続けて御説明させていただきます。まず、議案第21号、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の予算総額に歳入歳出それぞれ2,807万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億416万3,000円とするものでございます。それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。補正予算書5ページを御覧ください。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税244万3,000円の減でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免決定分として、医療給付費分180万円、後期高齢者支援金分42万7,000円、介護納付金分21万6,000

円、合わせまして 244 万 3,000 円を減額しております。

次に、3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、1 目、災害臨時特例補助金 173 万 1,000 円の増でございます。内訳でございますが、災害臨時特例補助金として、交付金額の決定により 26 万 7,000 円を増額しております。これは、東日本大震災に係る原発事故被災者の国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免に対し、減免額の 10 分の 2 を国が補助するものでございます。同じく、災害臨時特例補助金の新型コロナウイルス感染症対応分としまして、交付申請により 146 万 4,000 円を増額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免分に対して減免額の 10 分の 6 を国が補助するものです。続きまして、4 款、県支出金、1 項、県補助金、1 目、保険給付費等交付金 552 万円の増でございます。内訳につきましては、まず保険者努力支援分として、被保険者の健康の保持・増進、医療の効率的な提供の推進、その他、医療に要する費用の適正化等に係る市町村の取組に対し交付されるものです。交付金額の確定により補助するものとして 454 万 4,000 円を増をしております。同じく特別調整交付金としまして、4 款、県支出金、1 項県補助金、1 目、保険給付費等交付金 97 万 6,000 円の増でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に対する財政支援が特別調整交付金に上乗せとなるため、減免額の 10 分の 4 に当たる 97 万 6,000 円を県が補助するものでございます。次に、その下段になります 6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金、1 目、一般会計繰入金 651 万 6,000 円の減でございます。これは保険基盤安定繰入金について、負担金額の決定により 517 万 8,000 円を減額しております。また、国民健康保険財政安定化支援金として、繰入れ算定額確定により 133 万 8,000 円を減額しております。最後に 6 ページとなります。同じく 6 款、繰入金、2 項、基金繰入金、1 目、国保財政調整基金繰入金 2,970 万 8,000 円の増額でございます。こちらは、財源不足について基金を取崩し補填するものでございます。続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。補正予算書 7 ページを御覧ください。2 款、保険給付費、1 項、医療諸費、1 目、一般被保険者、療養給付費 1,600 万円の増額です。こちらは、一般被保険者の療養給付費について、医療機関の受診率が伸びている傾向にあることから増額補正をさせていただくものでございます。同じく、2 款、保険給付費、2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費 1,200 万円の増額です。被保険者の一部負担金の軽減を図るため、限度額を超えた部分に対し支給しておりますが、令和 3 年度のこれまでの支給実績を踏まえて、増額をさせていただくものとなります。国民健康保険特別会計につきましては以上となります。

続きまして、議案第 22 号、令和 3 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の予算総額に歳入歳出それぞれ 1,107 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 32 億 8,529 万 6,000 円とするものでございます。それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。補正予算書の 4 ページを御覧ください。3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、2 目、保険基盤安定対策費繰入金は、負担金額の決定により 1,107 万 4,000 円を減額しております。これは、所得の少ない者並びに被保険者の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、保険基盤安定納付金として、後期高齢者医療広域連合

に納付するもので、県は繰入れた額の4分の3を負担するものでございます。内訳としましては、賦課実績に合わせ、低所得者に対する減額分を1,074万5,000円の減、被扶養者に対する減額分としまして32万9,000円の減でございます。続いて、歳出でございますが、同じく補正予算書4ページ下段を御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費、1,107万4,000円の減でございます。これは、先ほどの歳入で御説明した保険基盤安定対策費負担金の決定による減額となります。以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算のほうの御説明も終わります。私のほうからは、以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第23号、令和3年度取手市介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,927万1,000円とするものです。初めに歳入について主な内容をご説明申し上げます。5ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料ですが、介護保険料徴収見込額に即し5,948万4,000円を増額するものです。内訳ですが、現年度分特別徴収分を4,059万9,000円を増額し、普通徴収分1,888万5,000円を増額補正するものです。次に、財政調整交付金の減額により、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、9,855万2,000円を減額、7款、繰入金、2項、基金繰入金、3,964万9,000円を増額しております。次に、歳出について主なものを御説明いたします。9ページを御覧ください。3款、地域支援事業費、1項、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防生活支援サービス事業に要する経費ですが、配食サービスの利用者の増加により、69万円増額しております。同じく3項、包括的支援事業費任意事業費、地域自立生活支援に要する経費ですが、介護予防生活支援サービス事業に要する経費と同様に、配食サービスの利用者の増加により、13万1,000円を増額しております。以上で説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。議案第24号、令和3年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,732万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,971万6,000円とするものです。歳入から説明させていただきます。補正予算書4ページをお願いします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、場外発売を当初12開催を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、2開催中止したことにより、収入見込みを下回ったため、160万7,000円を減額しております。2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、1月10日から12日の前節、F2競輪、1月31日から2月2日の後節、F1競輪が終了し、車券発売収入額が確定したため3,038万3,000円を減額しております。5款、繰越金、1項、繰越金の前年度繰越金は、繰越し額の確定により、2,984万8,000円を増額しております。6款、諸収入、2項、雑入の重勝式業務代行協力費は、茨城県が代行発売する複数のレースを対象とした投票で、今年度は後節F1において、見込みを上回る重勝式の発売を実施出来たことにより、113万9,000円を増額しております。6款、諸収入、3項、受託事業収入の場外車券発売事務受託収入は、当初、場外発売を12開催予定してありま

したが、2開催の場外発売を中止したことから4,632万3,000円を減額しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。5ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費ですが、報償費は6日間の開催が終了し、176万7,000円を減額しております。委託料につきましては、開催が終了し、車券発売額に対して発生する場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料で3,137万8,000円を減額しております。負担金補助及び交付金は、車券発売額に対して発生する全国競輪施行者協議会分担金500万円を減額しております。競輪開催共通経費負担金につきましては、取手競輪場において、茨城県と共通して発生する経費に対し負担割合により支払う負担金で、開催が終了したため580万円を減額しております。次に、償還金、利子及び割引料につきましても、開催が終了し、車券売上げ額が確定したため、2,690万3,000円を減額しております。なお、的中車券払戻金は、通常開催車券売上げ額の75%を払い戻すものとなっております。続きまして、6ページをお願いします。同じく2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費につきましては、場外発売を当初12開催見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2開催を中止したため、会計年度任用職員報酬を1,000万円減額、場内テレビ放送委託料、統制業務管理、場内外清掃の委託料を529万2,000円減額、施設借上料、ファン送迎バス借上料の使用料及び賃借料を1,118万6,000円減額しております。続きまして、3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業一般会計繰出金は、歳入における本場の売上げ増及び歳出において経費削減に努めたことにより、5,000万円を増額しております。以上になります。

○議会事務局長（吉田文彦君） 以上で、議案第19号から議案第24号までの一般会計及び特別会計の補正予算関係の説明が終わりました。続きまして、議案第25号からの一般会計及び特別会計の当初予算の説明を引き続き行いたいと思います。なお午前中につきましては、議案第25号のうち、歳入の説明までとさせていただきたいと思います。歳入の説明の後、休憩という形を取らせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○副市長（吉田雅弘君） 副市長の吉田でございます。私から議案第25号、令和4年度一般会計当初予算案について御説明をさせていただきます。初めに、令和4年度当初予算案の特徴といたしましては、厳しい社会経済情勢であっても、ぬくもりと安らぎに満ち、共に活力を育む町を目指し、4つの柱を中心に予算を重点化いたしました。4つの柱とは、魅力ある都市空間づくり、定住化促進、少子高齢社会への対応、安全安心な教育環境の実現であります。さらに、市民協働と持続可能な自治体経営、新型コロナウイルス感染症対策、地球温暖化対策を、市政全般に係る重点施策と位置づけ、実効性のある施策を戦略的かつ計画的に展開するための予算を編成いたしました。

続いて、当初予算案の概要について御説明をさせていただきますが、資料といたしましては、事前にお配りしてございます。予算説明書を御覧いただきたいと思います。まず、予算説明書2ページを御覧ください。令和4年度一般会計当初予算の規模は390億1,000万円で、前年度当初予算と比較して22億1,000万円の増、率では6.0%の増となり、過去最大の予算規模となりました。予算規模が増となった要因は、令和3年度から専門の部

署を設置して拡大を図っている、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと取手応援寄附金推進事業が13億869万円増となったことなどによるものでございます。次に、歳入につきまして概要を御説明いたします。6ページを御覧ください。1番左側の欄に区分を、その右に今回の令和4年度当初予算と構成比、次に令和3年度当初予算と構成比、次に比較として増減額、増減率の順に並べております。前年度との比較で増減の大きなものについて御説明させていただきます。歳入のうち第1款の市税におきましては、令和3年度当初予算では、個人市民税、法人市民税などについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を考慮し大幅な減を見込んでおりましたが、今回は令和3年度の課税実績を基に積算したことにより、市税全体で前年度比6.4%の大幅な増となっております。第11款の地方交付税については、普通交付税において、国の地方財政計画により増を見込み、全体で前年度比12.6%の増となっております。一方、第22款の市債については、国の地方財政計画による臨時財政対策債の減に伴い、前年度比40.6%の減となっております。それでは、次に歳出について、款ごとに主な事業をご説明申し上げます。まず、18ページからの総務費です。主な事業といたしましては、24ページにございますように、取手庁舎照明器具のLED化工事の実施設計に着手し、庁舎の省エネルギー化を進めます。また、31ページから32ページにありますように、各種ハザードマップや災害時に必要な情報をまとめた総合防災マップの作成・配布を行い、市民の皆様の防災意識の向上を図ります。

次に、39ページからの民生費です。主な事業といたしましては、40ページにありますように健康づくり応援補助金として、市内フィットネスクラブ等に新規入会し、健康づくりに取り組む市民を引き続き支援させていただきます。また、67ページにありますように、老朽化した白山保育所の外壁改修工事を行い児童の安全を確保するとともに、施設の耐久性の維持向上を図ります。

次に、70ページからの衛生費です。主な事業といたしましては、80ページから81ページにありますように、地球温暖化対策として地球温暖化対策実行計画の区域施策編に地域気候変動適応計画を組入れ、策定するとともに、市内公立小中学校への環境教育プログラムを指定する学校にて実施するなど様々な事業を多角的に実施いたします。

次に、97ページからの土木費です。主な事業といたしましては、98ページから102ページにございますよう、道路改良事業や通学路整備事業を合わせて11か所で実施し、引き続き、安全安心なまちづくりを進めてまいります。また、102ページにありますように、分庁舎のLED化工事を実施し庁舎の省エネルギー化を進めます。さらに、102ページから103ページにありますように、桑原地区において、新市街地の創出による新たな雇用創出や若者世代の定住を促進するため、土地区画整理事業の事業化に向けて協議を進めるとともに準備組合に対する事業化支援を行います。また、104ページにありますようにJR東日本が実施するJR取手駅東口構内エレベーター整備工事に対して補助金を交付するとともに、令和4年度から5年度にかけて実施予定のホームドア設置工事への補助金に係る継続費を設定し、駅前空間のバリアフリー化を進めます。

次に、116ページからの消防費です。主な事業といたしましては、116ページから117

ページにありますように、消防救急や防災の拠点としての機能強化を図るため老朽化した戸頭消防署の改修工事を実施いたします。次に、120 ページからの教育費です。主な事業といたしましては、127 ページから 128 ページにありますように市内公立中学校に部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保いたします。また、134 ページにありますように老朽化した久賀公民館の屋根改修工事を実施し、施設の安全性・耐久性の維持向上を図ります。さらに、ふじしろ図書館の空調設備改修工事を実施し、快適な読書環境を提供いたします。以上、令和 4 年度取手市一般会計予算案の概要についてご説明申し上げました。慎重審議の上、可決決定くださいますよう、よろしく願いをいたします。なお、詳細につきましては、所管の部長より説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。私からは、令和 4 年度一般会計当初予算（案）の歳入について、一括してご説明申し上げます。説明につきましては予算書と予算説明書に基づいて行いますので、よろしく願いいたします。まずは、予算説明書 6 ページを御覧ください。初めに、歳入の全体像について御説明いたします。令和 3 年度当初予算額と比較して増額となっております項目は、第 1 款、市税、第 11 款、地方交付税、第 18 款、寄附金など 11 項目。減額となっているものが、第 16 款、県支出金、第 22 款、市債など 8 項目。昨年度、昨年と同額が第 8 款、ゴルフ場利用税交付金、第 12 款、交通安全対策特別交付金、第 20 款、繰越金の 3 項目となっています。歳入の根幹をなす市税は 133 億 9,271 万 7,000 円で、歳入総額の 34.3% を占め、金額で前年度比 8 億 777 万 5,000 円増、率にして 6.4% の増となっております。では、款ごとに主なものについて御説明いたします。

予算説明書の 8 ページを御覧ください。第 1 款、市税でございます。個人市民税の現年度課税分ですが、均等割と所得割につきましては、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による個人所得への影響を考慮しましたが、令和 4 年度は、令和 3 年度の課税実績を基に算出しております。所得割は生産年齢人口の減少は見られるものの、令和 3 年度の課税実績を基に算出した結果、前年度比 2 億 6,517 万 9,000 円増の 52 億 3,323 万 8,000 円を見込んでおります。次に、法人市民税です。法人税割については、8 ページ下から 3 行目の予算額になりますが、6 億 2,291 万 4,000 円を見込み、前年度と比べ 3 億 8,694 万円増となっております。これは、令和 3 年度においては、市内大手企業の収益が令和 2 年度に引き続き回復を見込めないことや、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響により減額になると見込みましたが、令和 4 年度につきましては、市内大手企業の業績の回復が見られることや令和 3 年度の課税実績を基に算出した結果、大幅な増額を見込んでおります。予算説明書 9 ページを御覧ください。固定資産税の土地については、予算額として 14 億 5,084 万 2,000 円を計上いたしました。地価の下落により、前年度と比較し 1,885 万 8,000 円の減となっております。次に 10 ページを御覧ください。固定資産税の家屋については、予算額として 27 億 5,120 万 9,000 円を計上しております。新築家屋の増により、前年度と比較して 3,807 万 3,000 円の増となります。次に 11 ページを御覧ください。軽自動車税種別割の現年課税分は、予算額として 2 億 2,757 万 4,000 円を計上し

ております。令和元年度に創設された環境性能割につきましては、軽減措置の終了により、令和4年度は本来の税率となることから、2,403万2,000円を見込んでおります。次に12ページを御覧ください。市たばこ税については、令和3年10月1日にたばこ税の税率が引上げられた影響が通年化することから、予算額としては3,982万円増の6億803万8,000円を見込んでおります。次に13ページを御覧ください。滞納繰越分については、予算額として積算表の1番右の欄、下から3行目にあります、1億1,145万5,000円と見込んでおります。次に、14ページから15ページを御覧ください。第2款、地方譲与税から第10款、地方特例交付金までと、第12款、交通安全対策特別交付金については、地方財政計画に基づき推計をいたしました。第6款の法人事業税交付金は、1億4,000万円を計上しております。この交付金は、令和元年10月からの法人市民税の一部国税化の減収補填措置として創設されたもので、県の法人事業税額の一定割合が、各市町村に按分して交付されております。第7款の地方消費税交付金は、県から示された見込額である22億3,200万円を計上しております。前年度と比較して1億200万円増、率にして4.8%の増となります。次に、第9款、環境性能割交付金については1,500万円増の4,200万円となっております。次に、15ページ上段を御覧ください。第11款、地方交付税については、普通交付税が76億5,000万円を見込んでおります。前年度より9億円の増となります。次に、第13款、分担金及び負担金についてですが、ここからは、恐れ入ります、予算書のほうを御覧ください。予算書29ページになります。主なものは、1目、民生費負担金で、児童福祉費負担金の民間保育園入所児保護者負担金が852万2,000円減の6,628万6,000円となっております。次に、第14款、使用料及び手数料について、主なものを申し上げます。まず第1項の使用料については、29ページ下段を御覧ください。福祉施設使用料の公立保育所使用料（保護者負担分）が1,824万6,000円減の6,247万円を計上しております。手数料については、32ページを御覧ください。2目、衛生手数料のし尿処理手数料で、228万円減の2,094万円を計上しております。次に、第15款、国庫支出金でございます。34ページ中段を御覧ください。1項、国庫負担金は、1目、民生費国庫負担金で50億2,869万円を計上しております——失礼しました、前年度と比較すると3,948万5,000円増となっております。主なものを申し上げますと、社会福祉費負担金の自立支援給付費の国負担分で、自立支援給付の利用件数や利用金額が増加傾向にあることから、5,350万円増の9億3,100万円を計上しております。

次に、国庫補助金については、36ページ上段を御覧ください。4目、土木費国庫補助金、市道整備事業費補助金の防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分）は、橋梁・歩道橋の長寿命化事業に対する交付金で、1億3,151万6,000円となっております。また、同じく防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）は、通学路整備事業、都市計画道路整備事業の交付金で5,720万円となっております。次に、国庫委託金については、36ページ下段を御覧ください。1目、総務費国庫委託金、選挙費委託金において、令和4年度に実施する参議院議員通常選挙の選挙費委託金5,353万8,000円を計上しております。

次に、37ページを御覧ください。第16款、県支出金、第1項、県負担金の主なものとしましては、2目、民生費県負担金のうち、国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負

担金が、来年度予定されている国民健康保険税の賦課方式の変更等に伴い、保険税全体の縮小が見込まれることから、9,579万円減の2億855万5,000円となっております。次に、第2項、県補助金については、39ページ中段を御覧ください。5目、商工費県補助金のわくわく茨城生活実現事業補助金は、東京圏から取手市への移住者が増加傾向にあることなどにより、申請件数、金額の増が見込まれるため、1,719万5,000円増の1,931万6,000円を計上しております。次に、41ページ下段を御覧ください。第18款、寄附金でございます。2目、総務費寄附金のふるさと取手応援基金寄附金は、令和3年度から専門の部署を設置して拡大を図ったことにより、多くの方々からの御寄附を頂いております。寄附金の大幅な増加に伴い、当初予算との比較では、8億5,000万円増の10億円の寄附金を見込んでおります。次に、第19款、繰入金については、42ページ中段を御覧ください。2項、基金繰入金については、財政調整基金を5億円、減債基金を1億5,000万円計上しております。また、その下の公共施設整備基金は、戸頭消防署改修事業、ふじしろ図書館空調設備改修事業などに、7,992万1,000円を計上しております。また、ふるさと取手応援基金については、令和3年度より返礼品送付等の事業費にも充当していることや、令和4年度から充当対象事業を拡大したことにより、前年度比6億7,945万7,000円増の8億7,584万4,000円を計上しております。次に、第21款、諸収入です。45ページを御覧ください。5目、雑入は、前年度と比較して3,005万7,000円の増となっております。これは総務費雑入のうち、46ページ中段のデジタル基盤改革支援補助金1,538万3,000円の皆増などによるものです。次に、第22款、市債については、48ページ中段を御覧ください。6目、合併特例債については、6億1,070万円を計上しております。なお合併特例債については、予算説明書198ページに充当先一覧が掲載されておりますので、後ほど御参照ください。また、8目の公共施設等適正管理推進事業債のうち、2節の脱炭素化事業債は、分庁舎照明器具のLED化事業に1,620万円を計上しております。10目の臨時財政対策債は、前年度と比較して17億5,000万円減の8億5,000万円を計上しております。大幅な減となった要因は、令和4年度の地方財政計画では、令和3年度と比較して地方税等の地方財源が大幅に増加することで、地方の財源不足が縮小する見通しであることから、地方交付税の振りかわり分である臨時財政対策債が減となったためです。歳入の説明は以上でございます。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。令和4年度取手市一般会計歳出予算のうち、議会費についてご説明申し上げます。まず最初に、議会費全体としては、令和3年度当初予算額と対比しますと、526万9,000円減の2億6,183万5,000円となっております。全体としての減の理由といたしましては、議員期末手当の支給率の減、及び調整額による減、議員共済給付費負担金の負担金率の減が主なものとなっております。それでは、主なものをご説明申し上げます。予算書は49ページ、予算説明書は16ページをお開き願います。議員報酬等に要する経費1億8,624万2,000円でございます。昨年度と比較して、全体で378万5,000円の減となっております。期末手当につきましては、人事院勧告に伴う支給率の減及び調整額により、220万1,000円の減となっております。また、議員共済給付費負担金は、説明書のとおり、令和4年4月1日現在の実議員数で負担額が

計算され、負担金率も下がっておりますので、令和3年度より158万4,000円減の、3,643万8,000円となっております。次に、議会調査運営に要する経費854万2,000円でございます。最初に、タブレットにかかる経費についてです。令和2年8月から、議員の皆様にご貸与しておりますタブレットでございますが、令和4年度は、タブレット使用料139万円と修繕料、9万9,000円を計上しております。こちらについては、デモテック4者協定に基づきまして、ペーパーレスアプリの使用料、年間138万6,000円分を無償提供いただいておりますので、本来必要な支出と比較しますと、大幅な減額となっております。次に採決結果配信用パソコンの購入費、23万5,000円でございます。老朽化により、新しいものへ買い換えを行うもので、これにより、採決結果の画面をより見やすく、安定的に配信することができるようにするものです。続きまして、予算書51ページ、議会報及び会議録発行に要する経費でございます。御承知のとおり、議会報ひびきは、令和2年5月1日号からウェブを中心に広報していくこととしておりますが、パソコンやスマートフォンを所有されていない市民の皆様には、A3両面カラー印刷の概要版を市内公共施設や郵便局、駅、スーパーなどに配置するとともに、自宅への配送希望があったお宅には直接お届けしております。これらの経費といたしまして、印刷製本費17万2,000円と、二つ折り手数料3万1,000円を計上しております。以上で、議会費関係の説明を終わります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、2款、総務費につきまして御説明いたします。総務費の所管につきましては、総務部、政策推進部、財政部、会計課及び監査委員事務局に分かれておりますので、各所管部長及び会計管理者より説明させていただきます。総務費の説明に入る前に、まず一般会計における人件費についてご説明申し上げます。予算説明書188ページ、令和4年度一般会計性質別歳出内訳の表を御覧ください。上から2行目、一般会計の人件費総額、78億2,366万3,000円を計上しております。対前年比1億3,184万6,000円、1.7%の増額です。そのうち上から3行目、特別職の人件費です。4,544万3,000円で、対前年比28万4,000円、0.6%の減額となっております。続きまして、上から5行目、一般職員の人件費です。64億8,489万1,000円で、対前年比8,591万3,000円、1.3%の増額となっております。主な要因としましては、令和4年度末は前年に比べ退職者数が多く、退職手当負担金が増となることが挙げられます。次に、上から6行目、会計年度任用職員の人件費です。10億368万4,000円で、対前年比4,517万9,000円、4.7%の増額となっております。主な要因としましては、期末手当の支給月数について、令和3年度の年1.3月分から一般職員と同率の年2.4月分に引き上げることが挙げられます。地域手当の支給率につきましては、次からは予算書311ページに記載しておりますが、令和3年度と同様、令和4年度も10%といたします。続きまして、2款、総務費の説明に入らせていただきます。新規事業など主なものにつきまして、ここから先は予算説明書に基づき御説明させていただきます。予算説明書20ページを御覧ください。2目、文書広報費の法務に要する経費、466万1,000円です。取手市例規集データベースシステム維持管理委託料、顧問弁護士委託料など例年同様の計上のほか、行政手続の審査基準の見直しに関する費用として、165万円を計上しております。これは行政手続法及び取手市行政手続条例に基づき定める審査基準や標準処理期間の見直しを全庁

的に行い、それぞれの手続ごとの個票を作成するための委託料となります。今後はこの個票をシステムで管理し、行政手続制度をより確実、適正に運用してまいります。次に、26ページから27ページにかけての8目、電算組織管理費の電算OA化等に要する経費、3億9,061万3,000円です。主なものは、住民基本台帳、各種税台帳など大量のデータ処理システム、財務会計予算編成などの事務処理システムのほか、提携の業務について効率的で正確に行うための情報処理委託料及び庁内ネットワークの管理委託料です。令和3年度と比較して約2,309万円の増となります。主な要因といたしましては、総務省が推進する地方自治体のデジタル化に関連して、住民基本台帳や税等の基幹システムを国が定める統一仕様へ標準化・共通化するためのシステム改修業務委託料、及び行政手続のオンライン化に係るシステム改修の業務委託料となります。次に28ページ、9目、交通安全対策費の自転車駐車場の維持管理に要する経費、5,651万8,000円です。自転車駐車場の管理委託料のほか、サイクルステーションとりでのエレベーター及び国道高架下自転車駐車場の街灯の修繕を行います。次に、30ページ中段、10目、地方振興費の地区振興に要する経費、2,569万円です。このうち地区補助金は各地区の自主的なコミュニティー活動を積極的に支援するためのものです。令和4年度は74地区に対し交付します。なお、経費全体では市が設置している地域掲示板の撤去工事を令和4年度は見込んでいないことから、令和3年度と比べ97万9,000円の減となっております。次にその下、地区集会所整備に要する経費101万5,000円です。自治会町内会のコミュニティー活動の中心となる地区集会所の修繕や維持を補助するものです。31ページ上段の表のとおり、1、集会所の整備事業、5、集会所の維持事業が予定されております。次に、同じく31ページ中段、11目、災害対策費の防災訓練に要する経費、414万5,000円です。5月21日土曜日に開催予定の第70回利根川水系連合総合水防演習の負担金として200万円、演習に参加する職員の時間外勤務手当として156万円を計上しております。そのほか、前年度に引き続き、避難所設営訓練の実施を予定しておりその費用となります。次にその下、31ページ下段から32ページ、災害対策に要する経費、3,657万8,000円です。災害時用備蓄品購入等の消耗品として702万7,000円、各種ハザードマップや災害対策情報をまとめた冊子型の防災マップ、5万5,000部を作成し、約5万世帯の市内全戸に配布する費用として、1,534万5,000円を主に計上しております。これにより市民の防災意識の向上に一層努めてまいります。次に、32ページ中段、防災施設等の整備に要する経費、2,161万2,000円です。280メガヘルツ同報無線システム保守管理委託料として、前年比547万3,000円増の1,091万5,000円を計上しております。増額の要因としましては、屋外拡声子局の保守点検を隔年で実施しておりその費用となります。また防災ラジオにつきましては、標準タイプ220台、文字表示タイプ10台の合わせて230台を購入いたします。次に33ページ、13目、男女共同参画推進費の男女共同参画社会の推進に要する経費、217万3,000円です。主なものは、第4次男女共同参画計画書の印刷製本費、男女共同参画地域推進委託料などです。5年に1度策定する男女共同参画計画書の印刷や男女共同参画社会を推進するための標語を募集することなどに伴い、前年度比106万1,000円の増となっております。少し飛びまして37ページ中段、3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費の個

人番号事務に要する経費、1,626万5,000円です。主なものは、市民課及び藤代総合窓口課において、個人番号カードの申請交付等の事務を行う会計年度任用職員の報酬となります。なお、令和4年度は事業費が3,552万4,000円の減額となっております。主な理由としましては、地方公共団体情報システム機構J-LISが行っている個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務に係る経費について、請求先が市区町村から国に改められたことにより、市での予算措置が不要になったことによるものです。次に、37ページ下段のコンビニ交付に要する経費472万1,000円です。主なものは、コンビニエンスストアにおける住民票、印鑑登録証明書等の発行を委託する地方公共団体情報システム機構J-LISへの手数料及び運営負担金です。次に38ページ、4項、選挙費の参議院議員通常選挙に要する経費、5,368万7,000円です。参議院議員の任期満了により執行が予定されている選挙経費です。また、次の茨城県議会議員一般選挙に要する経費、4,496万5,000円は、茨城県議会議員の任期満了により執行が予定されている選挙経費となります。以上、総務費のうち、総務部所管の主な内容について御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは政策推進部所管の事業のうち、新規事業及び前年度と比較して金額の増減となったものを中心にご説明申し上げます。まず、予算説明書20ページから21ページ、広報発行に要する経費、1,889万7,000円は、112万8,000円の増となります。毎月2回発行の広報とりでと、年3回発行の政策情報誌「藁（ひこばえ）」の印刷業務委託料、及び新聞折り込み手数料などが主な経費となります。予算額の増の主な要因は、令和4年度は郵送サービスの件数の増加を見込み、またより多くの方が手に取りやすいよう、新たにコンビニエンスストアや病院等36か所を増やす予定としており、その配送委託料となります。続きまして、予算説明書25ページ、シティープロモーションに要する経費528万2,000円です。41万1,000円の増となります。令和4年度は新たに取手市PR大使謝礼を計上し、イベント等への参加やPR動画撮影に御協力いただき、取手市の魅力を市の内外に広めてまいります。さらに発信ツールの一つとして、動画による魅力発信が重要性を増しております。このことからプロモーション動画を制作いたします。この動画は長きにわたって活用できるよう、普遍的ふるさとの情景、風景を、ドローン等も活用して撮影し編集するものです。また動画のために撮影された素材については、今後の動画作成の素材として使用し広く活用いたします。続きまして、予算説明書25ページ、行政改革推進に要する経費、367万4,000円でございます。256万3,000円の減となります。予算減の主な要因は3月補正予算でも減額の説明をさせていただきましたが、従来プランと比較して、機能を維持したまま安価に購入できることが判明したことによるものです。このシステムは手書きの帳票を読み込んでデータ化するシステムであり、AI-OCRと定型業務プロセスを自動化するRPAを組み合わせることで、業務効率化を図るものです。令和3年度には8課14業務に本システムを導入し、主に手書きの申請書の処理業務、口座振替業務等で事務作業を省力化しました。直近では非課税世帯等への臨時特別給付金の申請書処理業務に活用し、処理速度を上げるとともに、人為的なミスによるリスクを低減させ、市民の皆様がいち早く正確に給付が行えるよう、

本システムを活用しているものです。総務省の掲げる自治体DX推進計画においても、重点取組項目として、AI、RPAの利用促進が示されており、さらなる業務効率化と市民サービスの向上のため、引き続き本システムを安定的に運用するとともに、新たな分野での導入を図ってまいります。最後に、予算説明書34ページの常総地方広域市町村圏事務組合負担金、12億5,644万3,000円は、5,950万8,000円の減となります。これは主な減の理由としましては、室内温水プールの改修工事が終了したことと、運転管理委託料が減となったことによるものです。政策推進部所管事業は以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、財政部所管分について御説明いたします。予算説明書23ページ中段を御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費、15億2,617万9,000円につきましては、ふるさと取手応援基金への寄附金の積立て、10億1万3,000円と、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品の送付や受領書発行に係る委託料等に係る経費、5億2,616万6,000円でございます。なお、令和4年度の寄附金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、8億5,000万円増の10億円を見込んでおります。続きまして、予算説明書24ページ上段を御覧ください。庁舎の管理に要する経費1億558万1,000円でございます。取手庁舎の維持管理に係る委託料や、電気、ガス、水道といった光熱費が主な経費でございます。前年度と比較しますと、971万3,000円の増となっております。主な理由としましては、温室効果ガスの排出を抑制する目的で、取手庁舎内にごございます約1,300台の蛍光灯照明器具をLED化するため、取手庁舎の照明器具改修工事実施設計業務委託料154万円を計上したことや、機器の安全性を向上させるため、取手庁舎エレベーター改修工事852万5,000円を計上したことによるものです。なお、取手庁舎照明のLED化は、令和4年度に実施設計を行い、工事は令和5年度を予定しております。財政部所管分の説明は以上でございます。

○会計管理者（倉持和子君） 会計課、倉持です。予算書66、67ページの会計事務に要する経費、935万4,000円につきましては、御説明させていただきます。主な経費は取手市役所会計課窓口と藤代庁舎、藤代総合窓口課で、市税などの収納業務を担う会計年度任用職員の報酬でございます。そのほか、11節、役務費の手数料、441万1,000円のうち、331万1,000円を収納手数料としまして新たに予算計上しております。納税者の皆様が金融機関などの窓口で納付書で納税した場合に、金融機関では納付書の仕分けや集計など事務処理にコストが生じておりますので、その一部を市が手数料として支払うものでございます。以上で、総務費の説明を終わります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） それでは3款、民生費についてご説明申し上げます。民生費は福祉部と健康増進部が所管していますので、まず福祉部所管の主な事業を、次に健康増進部所管の順で説明いたします。最初に、予算説明書39ページ、予算書110ページを御覧ください。社会福祉協議会助成に要する経費、1億1,531万7,000円です。地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の特性を生かし、各種福祉サービス事業の運営など市民の生活に直結する事業展開の推進を図るものです。次に、予算説明書42ページ、予算書114ページを御覧ください。生活困窮者住居確保給付事業の新型コロナウイルス感染症対

策経費、459万4,000円です。住居確保給付金の特例措置である再支給の申請期限が3月31日まで延長となったことに伴い、3月までに申請のあった方の残月数分を令和4年度で支給するため、必要経費を計上しております。次に予算説明書43ページ、予算書115ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付事業に要する経費、3,975万7,000円です。こちらの自立支援金につきましても、申請期限が3月31日まで延長となったことに伴い、3月までに申請があった方の残月数分を令和4年度で支給するため、必要経費を計上しております。次に、予算説明書44ページ、予算書116ページを御覧ください。成年後見制度利用促進に要する経費、718万7,000円です。利用者や後見人との相談窓口となり、関係機関の調整役となる中核機関機能の一部を社会福祉協議会に委託いたします。また、第2期取手市成年後見制度利用促進基本計画策定のために審議会を開催します。次に、予算説明書46ページ、予算書119ページを御覧ください。介護給付費等に関する経費、18億6,730万1,000円です。前年度と比較しますと、1億708万7,000円増額となっております。これは扶助費である自立支援給付費の各障害福祉サービスの利用が増加していることによるものです。次に、予算説明書51ページ、予算書124ページを御覧ください。高齢者等移動支援事業に関する経費、1,443万8,000円です。前年度と比べまして、84万5,000円の増となります。要介護、要支援の高齢者など、移動に制約がある方の外出促進のため、移送団体やタクシーの利用の際に、運賃を助成する助成券を交付するものです。そのほか、移送団体に車両の点検整備費などを助成することで、サービスの充実を図ります。次に、予算説明書53ページ、予算書126ページを御覧ください。あけぼの管理運営に関する経費、3,737万円、同じくかたらいの郷管理運営に関する経費、3,579万円、さくら荘管理運営に関する経費、3,067万2,000円について御説明いたします。こちらの3事業につきましては、本定例会に各施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議案としてお諮りしております。令和4年度当初予算案に関しましては、一部改正条例案が可決された場合を想定し、各経費を計上しております。次に、予算説明書59ページ、予算書136ページを御覧ください。児童療育システムに関する経費、360万9,000円です。戸頭北保育所の入所児童で、今年度末の廃止に伴い近隣の教育保育施設に移籍する児童39人に対し、心理士が施設を訪問し、移籍後の児童の様子や対応について、保育士や保護者にアドバイスをします。通年実施分と合わせた心理士の資格を持つ巡回相談員の謝礼となっています。次に、予算書61ページ、予算書——失礼いたしました、予算説明書61ページ、予算書138ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費、5億3,110万7,000円です。前年度と比較しますと、5,802万7,000円増額となっております。これは扶助費である障害児通所給付費のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が増加していることによるものです。次に、予算説明書67ページ、予算書144ページを御覧ください。保育所の施設整備に要する経費、6,780万円です。建築後22年経過し老朽化した白山保育所の外壁改修工事を実施し長寿命化を図ります。実施設計業務委託料180万円、及び改修工事費4,100万円を新たに計上しています。次に、予算説明書68ページ、予算書149ページを御覧ください。生活保護に要する経費、21億1,100万円です。生活保護の申請件数が年々増加している中、その困窮の程度に応じて必要な支援を

行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への助長のため支援するものです。前年度比2,800万円の増となっております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは民生費におけます健康増進部所管の主だったものを御説明させていただきます。まず、予算説明書40ページ、予算書112ページをお開きください。健康づくり推進事業に要する経費、417万6,000円でございます。前年度と比較しますと、75万3,000円の減となります。こちらは市民が健康で幸せに暮らせるスマートウェルネス取手の実現を目指し、健康に関する様々な事業を展開することで、市民全体の健康づくりを推進するものでございます。令和4年度につきましては、3年度に引き続きまして、フィットネスクラブで運動を始める市民への支援事業を進めてまいります。次に、予算説明書のみとなりますが、113ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計繰出金、6億395万2,000円でございます。この繰出金は国民健康保険事業の健全運営を図るため、保険基盤安定、職員給与、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業分として一般会計から繰り出すもので、地方交付税で措置されるものでございます。続いて予算説明書に戻りますが、40ページをお開きください。予算書は113ページとなります。ウエルスプラザ管理運営に要する経費、1億2,091万7,000円でございます。こちらは取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営により、市民の健康づくり施策の推進と中心市街地の活性化を図る予算となっております。再び申し訳ございませんが、予算書のみとなりますが130ページにお戻りください。後期高齢者医療特別会計繰出金、17億2,772万1,000円でございます。この繰出金は、後期高齢者医療事務に要する職員給与事務費等及び茨城県後期高齢者医療広域連合への市の負担金や医療費負担分として、一般会計から繰り出すものでございます。続きまして、予算説明書55から56ページをお開きください。予算書につきましては131ページとなります。医療福祉費助成に要する経費、6億1,836万円でございます。主にマル福ぬくもり医療支援制度に伴う診療や調剤等医療費の助成費用に充てられるものでございます。民生費の健康増進部所管の部分は以上となります。続きまして、4款、衛生費の健康増進部、保健センター所管分について、主な事業をご説明申し上げます。まず予算説明書71ページ、予算書は155ページをお開きください。予防接種に要する経費、3億7,582万8,000円でございます。風疹に関する追加的対策として、令和5年度から3年度までの3年間、昭和37年4月2日から昭和54年6月1日生まれの男性を対象に、風疹の抗体検査の実施後、抗体価が基準より低い方に対し予防接種を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等様々な影響により、国の当初の見込みどおりには進んでいないことから、国の方向性として、令和4年度から6年度までの3年間、引き続き追加的対策を実施することにより、抗体保有率の引上げを図ってまいります。子宮頸がんを予防するためのHPVワクチンでございますが、今年度、安全性についての特段の懸念が認められないことが確認されたことから、対象となる小学4年生から高校1年生に対し、個別勧奨による接種率の向上に努めてまいります。また積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年度から17年度生まれの方をキャッチアップの対象といたしまして、周知の徹底とともに接種率の向上を図ってまいります。続きまして、予算説

明書 75 ページ、予算書は 159 ページになります。母子保健に要する経費、7,682 万 9,000 円でございます。妊娠から出産、産後は体の変化とともに育児に対する不安も重なることから、新型コロナウイルスの影響で母親の孤立感も増大しやすいこと、——失礼しました、産婦健診後や産後ケア事業等により、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図るとともに、BPプログラムや母子健康教育により、親子の絆づくりと仲間づくり、育児不安の軽減を図ってまいります。続いて予算説明書 77 ページ、予算書 162 ページをお開きください。生活習慣病対策検診に要する経費、3,688 万 9,000 円でございます。新型コロナウイルスの影響に伴う受診率低下を防止するため、特に 20 代から 30 代の若い女性への受診率——失礼しました、検診受診率向上のアプローチを引き続き強化してまいります。また、フレイル予防の取組として、各種がん検診や特定健診後の保健指導、生活習慣病重症化予防のための戸別訪問等により、市民の健康意識向上を図り、あわせてオーラルフレイル予防として歯周病疾患——失礼しました、歯周疾患検診や歯の健康相談と口腔機能の維持を目的とした専門職の連携も充実して進めてまいりたいと考えております。健康増進部所管の衛生費につきましては以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きます、まちづくり振興部所管歳出予算について説明いたします。まちづくり振興部は、衛生費、農林水産業費並びに商工費になります。最初に、4 款、衛生費の環境対策課所管の主な重点事業から説明いたします。予算書は 166 ページから、予算説明書は 78 ページからとなります。6 目、環境衛生費全体の予算につきましては、前年度比 4,319 万 2,000 円増の 1 億 143 万円を計上しております。主な事業としまして、予算説明書 80 ページの地球温暖化に要する経費、1,387 万 2,000 円を計上しております。地域全体の地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、取手市地球温暖化対策実行計画区域施策編に、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画及び目標達成までの短期、中期、長期のロードマップを組み入れて策定いたします。また、次世代を担う市内小中学生に、持続可能な開発目標 SDGs（エスディージーズ）における環境問題の理解を深めるため、タブレット等の情報通信技術、ICTを活用した探求型の環境教育プランプログラムを構築し、今後、指定する学校にて実施いたします。さらに地域における再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、今年度から運用を開始しました、市民への住宅用蓄エネルギー設備及び住宅用太陽光発電設備導入の経費の一部補助金を増額しております。次に、予算説明書 81 ページの取手駅東西口喫煙所管理に要する経費、2,049 万円を計上しております。取手駅東口喫煙所既存のパーテーションからコンテナ型の喫煙所に改修し、健康増進法に定める望まない受動喫煙の防止を図ります。続きます、予算書は 173 ページ、予算説明書は 83 ページの 2 項、清掃費になります。2 目、塵芥処理費につきましては、前年度比 2,430 万円増の 3 億 9,555 万 6,000 円を計上しております。主な事業としましては、塵芥収集に要する経費、3 億 8,778 万 2,000 円で、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬委託料の燃料費及び人件費単価など、収集運搬に要するコスト増を見込んで増額しております。続いて予算書 174 ページ、予算説明書は 83 ページの 3 目、ごみ減量推進費、ごみ減量推進に要する経費は、前年度比 29 万 2,000 円増の 736 万 3,000 円を計上しております。主な事業としま

しては、令和2年度の気候非常事態宣言発出以降、市民のごみ減量に対する意識の向上により、生ごみ処理機等購入補助金の補助件数が増加傾向に推移していることから、生ごみ処理機等購入補助金を増額しております。続いて予算書175ページ、予算説明書は84ページの5目、し尿処理費は、前年度比366万5,000円増の1億3,572万4,000円を計上しております。主な事業としましては、し尿処理事業に要する経費、4,303万4,000円で、市内のくみ取り式トイレのし尿収集運搬委託料の燃料費及び人件費単価など、収集運搬に要するコスト増を見込んで増額しております。また、龍ヶ崎地方衛生組合負担金は、397万7,000円減の9,269万円を計上しております。衛生費は以上となります。続きまして、農林水産業費につきまして、最初に農業委員会所管事業費から説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。予算書は177ページから179ページ、予算説明書は85ページになります。5款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費の主な歳出について御説明いたします。最初に予算書178ページの中段を御覧ください。9、農業委員の報酬等に要する経費、1,613万7,000円につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬等の経費でございます。続きまして、予算書179ページ中段の25、機構集積支援事業に要する経費、128万6,000円につきましては、毎年実施している遊休農地の現地調査及び農地の利用意向調査に係る会計年度任用職員の報酬79万5,000円と、地図情報システムのタブレット使用料29万6,000円が主な内容でございます。以上です。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 引き続き、5款、農林水産業費の農政課所管の主な重点事業を御説明いたします。予算書は179ページから、予算説明書は85ページからとなります。3目、農業振興費の予算につきましては、前年度比1,804万6,000円増の1億1,195万3,000円を計上しております。主な事業としましては、農業振興に要する経費、1,764万8,000円を計上しております。地域農業の経営安定を目的として、農業団体、各協議会、認定農業者への補助金及び農業公社が実施する事業を円滑に推進するために、農業公社事業円滑化補助金になります。次に、予算説明書86ページの水田農業構造改革対策に要する経費につきましては、前年度比2,360万7,000円増の8,627万3,000円を計上しております。主に、水田農業転作等実施補助金で、米の生産数量目標を達成した生産者に対する補助金になります。続いて、予算書183ページ、予算説明書86ページから88ページの、4目、農地費の土地改良事業に要する経費は、前年度比123万3,000円増の4,631万9,000円を計上しております。主な事業としましては、地盤沈下対策事業、湛水防除施設維持管理、用排水路修繕工事などの実施に伴う土地改良区等の団体に対する補助金、並びに負担金になります。次に、商工費についてご説明申し上げます。予算書185ページから、予算説明書89ページからになります。1目、商工総務費の自転車活用推進事業に要する経費は、38万9,000円を計上しております。前年度に引き続き、専門家や地域の関係団体で構成する自転車活用推進会議を通じて、市民の意見を反映した自転車活用推進計画を策定するものです。次に予算書186ページ、予算説明書は同ページの2目、商工振興費は前年度比895万円増の1億5,323万8,000円を計上しております。主な事業としましては、予算説明書90ページ、買い物弱者支援事業に関する経費で、200万円を計

上しております。現代の社会現象となっている住民の高齢化さらに商店街の衰退により、日常の買い物が困難な地域に対し、定期的に食品、日用品、生鮮食品等の移動販売を行う事業者に対して、事業実施に係る費用の一部を補助するものです。令和4年2月より移動販売車が2台体制になり、販売場所を55か所に拡大して実施しております。次に予算説明書91ページ、産業振興に関する経費は、前年度比1,390万5,000円減の2,924万1,000円を計上しております。主な事業内容は産業活動支援条例に基づく奨励金で、市内へ進出する企業や市内企業の規模拡大に対し、固定資産税額を基準とした奨励金を交付するもので、施設奨励金2,886万6,000円を計上しております。次に予算説明書92ページ、創業支援等事業に関する経費は、前年度比129万2,000円減の512万5,000円を計上しております。一般社団法人取手起業家支援ネットワークと連携し、創業スクール事業及びビジネスプランコンテスト事業を実施し、創業機運の醸成を図り、起業家タウン取手の実現を目指してまいります。また市内に起業した事業者に対し、初期費用の一部を補助する産業振興チャレンジ支援事業補助金やインキュベーションオフィスMatch-hako（マッチ・バコ）の利用料金の一部を補助する市民事業活動促進補助金の補助事業を実施することで、市内での起業を促進し地域経済の活性化を図ります。次に、予算説明書93ページ、わくわく取手生活実現事業に要する経費は、前年度比2,292万7,000円増の2,575万5,000円を計上しております。過度な東京圏への一極集中の是正及び中小企業における人手不足の解消を図るため、移住や就職に関する要件に該当する方に対し、茨城県と共同して移住支援金を、単身の場合60万円、世帯の場合100万円を交付します。また令和4年度から18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者1人につき30万円を加算して交付します。次に予算説明書同ページ、中小企業振興基本条例計画策定事業に要する経費として、20万8,000円を新規に計上しております。中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業振興基本条例の制定と基本計画の策定準備を行うものです。続いて、予算書189ページ、予算説明書93ページの3目、労働対策費につきましては、前年度比46万7,000円減の1,598万6,000円を計上しております。主な事業として、労働対策に関する経費、1,464万円を計上しております。職業相談、職業紹介を行う地域職業相談室の運営にかかる経費と、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会に対し、事業の実施に必要な事業費の貸付金になります。次に、予算書192ページ、予算説明書95ページの5目、消費生活対策費、消費生活対策に要する経費は、前年度比93万9,000円増の1,196万5,000円を計上しております。主なものは消費生活相談員報酬並びに消費生活展実施委託料になります。商工費の最後になります。予算書193ページ、予算説明書95ページ、6目、観光費につきましては、前年度比60万円減の3,937万7,000円を計上しております。主に観光事業に関する経費、3,932万5,000円で、とりで利根川大花火などの観光協会各事業への補助金となります。以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 続きまして、7款、土木費のうち、建設部所管についてご説明申し上げます。予算書196ページから197ページ上段、1項、土木管理費、1目、土木総務費、25、道路管理に要する経費、3,441万9,000円です。主な事業ですが、委託料の道路台帳整備委託、1,323万3,000円のほか、市道1-2320号の道路排水など流末となる

市道側溝に接続するため、新たに埋設管を敷設するに当たり、水道用地を確保する経費として、公有財産購入費、418万7,000円を計上しております。続きまして、予算書199ページから200ページ中段、予算説明書は97ページになります。2項、道路橋梁費、2目、道路維持費、20、道路維持補修に要する経費、4億8,403万9,000円です。市道約1,000キロの維持管理に要する経費でございます。修繕料といたしまして2,423万2,000円のほか、街路樹や橋梁などの維持管理費として、委託料2億1,382万9,000円のほか、横断歩道橋2橋、取手駅西口ペDESTリアンデッキ、戸頭歩道橋の補修工事費として、1億9,842万円を計上しております。同じく予算書200ページ下段、予算説明書98ページ、26、労働維持に要する経費、(4)稲市道2494号線、2,244万円です。取手郵便局駐車場脇の信号機のあるT字路から、取手西小学校方面に抜ける市道1-2494号線において、市道に隣接する法面の崩壊を未然に予防するため、安全対策として法面保護工事を約20メートルの区間で実施する経費を計上しております。続きまして、予算書201ページ中段から203ページ上段、予算説明書98ページ下段から100ページになります。2項、道路橋梁費、3目、道路改良費、20、道路改良に要する経費、7事業で2億6,433万3,000円を計上しております。(16)井野団地外周道路、1億2,800万円です。井野公民館から北側のJR常磐線方向に向かい突き当たりのT字路を左折し井野雨水幹線までの延長約320メートルの区間の工事請負費を計上しております。(31)戸頭新屋敷、115万5,000円です。道路拡幅に伴う建物等の補償調査業務委託料を計上しております。(40)井野台4丁目、3,770万4,000円です。道路拡幅用地の土地評価業務などの委託料のほか、用地代及び物件移転等の補償に要する経費などを計上しております。41、井野台、2,647万7,000円です。JAとりで医療センターの南側から都市計画道路3・4・3号線までの延長約200メートルの区間の市道改良工事費を計上しております。なお、当事業は令和4年度で完了する予定となっております。(42)米ノ井弁才天827万1,000円です。道路拡幅用地の土地評価業務等の委託料のほか、用地代及び補償に要する経費を計上しております。

(81)駒場三丁目、4,185万9,000円です。駒場三丁目10-9地先から13-15地先までの約230メートルにおける市道改良工事費のほか、移転補償費を計上しております。(89)桑原、2,086万7,000円です。毛有地区、表郷用水路脇、毛有集会所から南に向かって約140メートルにおける市道改良工事費を計上しております。続きまして予算書203ページ、予算説明書101ページから102ページになります。25、通学路整備に要する経費、4事業で7,400万円を計上しております。(12)山王、4,000万円です。神住地区、北浦川太田橋から裏用水路沿いを東方向に約120メートルの区間の歩道整備のほか、中内地区、約1,020メートルの区間における路面表示に要する市道改良工事費を計上しております。

(28)東四丁目1,000万円です。東四丁目新道さくら会館に程近い変則交差点において、交差点の形状を変更し、安全性の確保に向け、交差点改良設計を行うに当たり、測量設計業務委託料を計上しております。(30)桑原、1,000万円です。桑原地区都市計画道路3-4-3号線、通称「とりかん」から、桑原集落内を抜けて、国道6号までの約400メートルの区間における測量設計業務委託料を計上しております。こちらの事業は、令和4年度新規事業となっております。(32)、井野台一丁目1,400万円です。こちらも令和4年

度新規事業です。井野台一丁目、国道6号井野台交差点から井野台ちびっこ広場付近までの約550メートルの区間における測量設計業務委託料を計上しております。ページが飛びまして、予算書の210ページ下段から211ページの中段、予算説明書は106ページから107ページです。3項、都市計画費、3目、地籍調査費、20、地籍調査事業に要する経費、2,130万1,000円です。内容といたしましては、新規地区である白山3丁目、白山4丁目、白山6丁目及び白山7丁目の各一部地域、約14ヘクタールについて、現地調査及び地籍測量等を実施する委託料を計上しております。予算書213ページ上段、予算説明書は107ページです。5目、街路事業費、22、都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費、3,000万円です。街路事業用地買収に伴う補償調査業務委託料のほか、軟弱地盤対策のための道路改良工事費を計上しております。続きまして予算書213ページ、最下段から215ページ上段になります。6目、都市計画費——ごめんなさい、6目、都市排水費、20、排水路の維持管理に要する経費、5,406万2,000円です。市内排水施設の維持管理に要する経費を計上しております。続きまして、予算書215ページ上段から216ページ、予算説明書108ページになります。21、樋管の維持管理に要する経費、1億2,089万2,000円です。排水樋管排水機場の維持管理に要する経費のほか、新町排水機場、ナンバーツーポンプ、ポンプ用自家発電機等の改修に伴う排水機場改修工事費として、1億240万3,000円を計上しております。予算書216ページ上段、予算説明書108ページから109ページ、27、都市排水整備に要する経費、7,647万7,000円です。(20) 稲雨水幹線、7,394万7,000円です。中央タウン西2丁目地内において、令和3年度に引き続き市道約284メートルの区間において、L大型街渠からU型側溝に入れ替えるため、排水工事費を計上しております。(65) 藤代横町雨水排水、232万5,000円です。事業最終年度となっております。工事による家屋などへの影響を調査するため、家屋調査委託料のほか、それに伴う補償費を計上しております。続きまして、予算書216ページ最下段から217ページ上段、予算説明書は109ページを御覧ください。7目、公共下水道事業費、20、取手地方広域下水道組合負担金、16億1,000万円です。負担金と出資金に分けて予算を計上しております。予算書218ページ、予算説明書は109ページから110ページになります。8目、公園緑地費、21、緑地等管理に要する経費、7,265万6,000円です。市内緑地の維持管理経費のほか、あけぼの市民緑地において、土地所有者から土地の買取り申出があったことから、用地買収に伴う用地代を計上しております。予算書219ページ下段から221ページ上段、予算説明書は110ページから111ページになります。27、公園維持管理に要する経費、1億9,162万6,000円です。市内公園緑地の維持管理経費のほか、都市公園施設長寿命化対策事業に伴う工事費を計上しております。そのほか(33) 水辺利用推進に要する経費、(34) 小堀の渡し運行に要する経費、(35) 舟運交流推進に要する経費、(38) 北浦川緑地管理に要する経費、こちらにつきましては予算書221ページ下段から223ページにかけて、予算説明書は111ページから113ページに記載されたとおりでございます。後ほど御参照ください。最後になります、予算書224ページ、予算説明書113ページから115ページになります。4項、住宅費、1目、住宅管理費、20、市営住宅管理に要する経費、2,118万3,000円です。市営住宅を管理していく上で必要となる経費、修繕料のほか清掃

や草刈り委託料などを計上しております。建設部所管分の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の予算について御説明いたします。予算説明書 102 ページを御覧ください。7、分庁舎の管理に要する経費、2,670万1,000円でございます。主なものといたしまして、分庁舎照明器具LED化工事1,800万円でございますが、こちらは第2次取手市地球温暖化防止実行計画に基づき、分庁舎の照明器具をLED化することにより、省エネルギー化を推進するものでございます。続きまして、予算説明書 102 ページから 103 ページ、桑原地区整備推進に要する経費、4,141万2,000円でございます。桑原地区土地地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う調査設計費に対する支援を行い、市街化区域編入などの都市計画決定に向けた、国県等との関係機関協議を進めるとともに、準備組合と事業協力者と共同で土地地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援するものでございます。続きまして、予算説明書 103 ページ、25、都市交通政策の推進に要する経費、1億2,124万3,000円でございます。市内7ルート、7台の車両で運行するコミュニティーバスの運行経費補償金9,156万円とバスの使用料1,459万8,000円が主なものでございます。続きまして、予算説明書 104 ページを御覧ください。交通バリアフリー推進に要する経費、1億666万6,000円でございます。JR東日本が実施するJR取手駅構内エレベーター整備工事に対して、補助対象経費の3分の1を限度額として補助金を交付するものです。こちらにつきましては令和3年度から5年度までの継続費を設定しており、今回は令和4年度分の市の補助額として計上するものでございます。続きまして、予算説明書 104 ページから 105 ページ、建築指導事務に要する経費、896万6,000円でございます。この中で区域指定図作成業務委託料346万5,000円について――ですが、都市計画法の一部改正における開発許可制度の見直しにより、条例区域を客観的かつ明確に示す必要があるため、令和4年度に計上するものでございます。続きまして予算説明書 105 ページ、木造住宅耐震事業に要する経費、241万3,000円でございます。耐震診断士を派遣し無料で耐震診断を行います。また、耐震設計を伴う耐震補強工事を行う際の費用の一部を補助するものでございます。最後に、予算説明書 114 ページから 115 ページを御覧ください。定住化促進住宅政策に要する経費、3,340万1,000円でございます。主なものは定住化促進住宅補助金3,337万円となります。平成28年度から実施しております取手住ま入る（スマイル）支援プランを引き続き実施するものでございます。都市整備部所管については以上でございます。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部、秋山から、8款、消防本部の歳出予算について御説明を申し上げます。予算書は226ページから、予算説明書は116ページからとなります。説明は予算説明書にて行わせていただきます。初めに、予算説明書 116 ページ上段を御覧ください。消防総務事務に要する経費、1,990万8,000円は、各種災害対応及び消防行政事務を円滑に行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などが主なもので、AEDリース料241万4,000円や防火衣リース料659万3,000円【「659万3,000円」を「569万3,000円」に発言訂正】などの使用料、賃借料のほか、消防活動のための備品購入費として、192万4,000円を計上しております。続きましてその下になります。消防庁舎の管理運営に要する経費、1億2,423万2,000円は、消防庁舎の光熱水費や庁舎清掃

などを初めとする管理業務委託料と工事請負費として戸頭消防署の改修工事費 9,900 万円、及び工事監理業務委託料 370 万円が主なものです。続きまして、117 ページ上段、茨城消防指令センターに要する経費、3,261 万 4,000 円は、県内 20 消防本部、33 市町が共同で行う消防指令業務の維持管理に要する負担金、2,706 万 5,000 円及び設備更新負担金 539 万 2,000 円が主なものでございます。次にその下になります。救急業務に要する経費 644 万 4,000 円は、救急業務を行うための消耗品や医薬材料費及び救急隊員への感染防止予防接種業務委託料などが主なものです。続きまして、118 ページ上段、消防団に要する経費、4,769 万 6,000 円及びその下にあります、消防団の運営に要する経費、6,431 万 3,000 円は、消防団員の報酬や退職報償金及び各種負担金のほか、備品購入として消防ポンプ自動車 2 台の更新整備、4,202 万 8,000 円及び消防団用水害救助ボートを新たに配備するため、252 万 2,000 円を計上しております。最後になります。119 ページの消防施設の整備に要する経費、6,346 万 2,000 円は、取手消防署に平成 8 年に配置されています指揮車に 1,973 万 3,000 円及び櫛木消防署、宮和田出張所に平成 22 年に配置されている高規格救急自動車に 4,372 万 9,000 円を計上し、更新整備するためのもので、消防体制の充実強化を図るためのものでございます。以上で令和 4 年度消防に関する歳出予算の説明を終わります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の歳出予算の御説明をいたします。予算説明書は 120 ページをお開きください。通学送迎に要する経費、2,040 万 6,000 円です。小堀、小文間、市之台貝塚及び大留地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバス及びスクールタクシーを運行する経費として、送迎委託料及び公用車リース料を計上しております。その下、教育情報機器整備に要する経費、1 億 6,206 万 9,000 円です。主な内容は、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料とシステムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となります。なお令和 4 年度はリース期間満了によるセンターサーバーの更新を実施いたします。さらに ICT 活用教育支援スタッフの支援日数を増やし、G I G A（ギガ）スクール構想をさらに進めてまいります。次に、予算説明書 121 ページの教育振興に要する経費、7,212 万円です。主な内容としては、令和 3 年度から 2 か年契約で民間業者に委託し英語指導助手 14 名を藤代幼稚園、市立小中学校に配置します。生きた映画を使つてのコミュニケーション体験を重視した事業を展開することで、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指します。次に、予算説明書 122 ページの教育相談に要する経費、3,446 万 2,000 円です。予算額の脇に新規とありますが、この教育相談に要する経費については、令和 3 年度までいじめ防止対策に要する経費として計上しておりました。昨今、子どもたちを取り巻く環境が激変するとともに、報告、相談内容も多種多様となっております。そこで予算を組替えし、事業名を教育相談に要する経費といたしました。なお事業内容については、これまでと同様の取組を柱としております。主なものは、令和 2 年度より取手市の新しい学校教育 3 つの取組として、全員担任制、教育相談部会システム、2 学期制に取り組んでいるところです。令和 4 年度も引き続き、学校連携支援員

がスクールカウンセラースーパーバイザーとともに各小中学校の教育相談部会に参加し、学校をきめ細やかにサポートしてまいります。そのほかの経費としまして、子どもと親の相談員謝礼、学級集団の情報を分析、評価するための学級集団アセスメントアンケートの業務委託料などを計上しております。その下、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費、493万2,000円です。令和3年度より、取手市立山王小学校は小規模特認校として小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間を通して創造する力、表現する力を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでいます。具体的には外国籍のアーティストに山王小学校へ短期滞在していただきスタジオを開設する、となりのスタジオ、またふだん意識もしていない校庭にある土を採取し、土を練り土器を作陶する、大地から始まることという年間を通して体験していくプログラムを予定しております。次に、予算説明書127ページの中学校部活動指導員配置事業に要する経費、451万9,000円です。こちらは新規事業となります。令和4年度より、専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指すため、市内6中学校に2人ずつ—2名ずつ、運動部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保するとともに、教員の働き方改革にもなる事業でございます。次に、予算説明書129ページの生涯学習推進に要する経費、525万6,000円です。市民の多様な学習意欲に応えるとともに、受講する方の知的好奇心に訴求し、各テーマを深く掘り下げた学習機会を提供するため、政治、経済、歴史、文化、文化財などの身近なテーマから、哲学、科学、健康、医療などの先端科学までの幅広い分野の講演を行ってまいります。次に予算説明書132ページ、下段の放課後児童対策事業に要する経費、1億7,054万4,000円です。主な内容としては取手市直営の放課後子どもクラブ11校の放課後児童支援員などの報酬及び令和3年10月から開始しました、取手東小、高井小、藤代小3校の放課後子どもクラブ運営業務の委託料となっております。事業費の増額の主な理由としましては、令和3年10月から開始された放課後子どもクラブ運営業務委託が令和4年度から通年となることによるものです。次に、134ページの公民館施設整備に要する経費、2,305万8,000円です。公民館利用者の利便性や快適性の向上を図るために必要に応じた修繕を行い、利用環境を整えます。主に令和4年度は久賀公民館の屋根シートが剥がれ、雨漏りが生じ、全体が劣化していることから、屋根全体の改修工事を実施する工事請負費1,800万円を計上しております。その下の図書館管理運営に要する経費、1億344万6,000円です。主な内容としては、ふじしろ図書館の空調整備を—設備を更新するための改修工事費8,100万円を計上するものです。令和3年12月の補正予算でふじしろ図書館空調設備改修工事の継続費設定を行い、令和3年度は6,900万円、今回、令和4年度の年割額8,100万円を計上と、令和4年度の当初予算に計上し実施してまいります。その下、図書館活動に要する経費、9,894万3,000円です。主な内容は、図書館及び公民館駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しております。また、令和2年度から導入している電子図書館システムについて、令和4年度もさらなる電子書籍の拡充を図るため、電子図書館システム使用料を計上しております。次に、予算説明書

136 ページの埋蔵文化財センター活動に要する経費、92 万 8,000 円です。埋蔵文化財センターでは市史や町史編さん以来の郷土資料の収集や、市内遺跡の発掘調査により、郷土史の調査、保存に努めています。それらの調査成果を年 2 回、企画展を開催して紹介することにより、郷土史の普及や生涯学習推進を図っています。主な内容としては、企画展に関する周知用のポスター等の印刷製本費や講演会の講師謝礼などとなっております。教育委員会の所管の説明は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは、教育費のうち政策推進部、文化芸術課所管について、前年度と比べて金額の増減となったものを中心に説明させていただきます。予算説明書 130 ページ、市民会館、福社会館管理運営に要する経費、8,883 万 6,000 円は、市民会館、福社会館指定管理料となります。令和 4 年度から令和 7 年度末まで、引き続き公益財団法人文化事業団が指定管理者となり、令和 4 年度からは祝日も開館し、より市民の皆さんが利用しやすくなります。予算説明書 131 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費、1,912 万 1,000 円は、令和 3 年度から 903 万 7,000 円の減となります。減の主な要因は令和 3 年度に実施した J R 取手駅西口擁壁わきの壁画作成委託料と、ストリートアートステージリング作品設置工事分です。令和 4 年度はストリートアートステージに新たな作品を設置し、アートのあるまちづくり事業を推進してまいります。教育費の説明は以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、第 10 款、災害復旧費でございます。ここからは予算書に基づき説明させていただきます。予算書 295 ページから 297 ページを御覧ください。この災害復旧費につきましては、災害により公共施設等に被害があった場合に、その復旧に対処するため科目のみの設定でございます。続きまして、第 11 款、公債費でございます。298 ページを御覧ください。地方債元金償還金につきましては、41 億 5,931 万 7,000 円を計上し、前年度と比較して 5,297 万 2,000 円増となっております。増の主な理由としまして、臨時財政対策債が平成 30 年度借入れ分の償還が始まることなどにより、7,591 万円増となったことや、緊急防災減災事業債が令和 2 年度借入れ分の償還が始まることなどにより、2,013 万 3,000 円増となったことによるものです。次に、299 ページを御覧ください。地方債利子償還金につきましては、1 億 6,487 万 3,000 円を計上し、前年度に対し 5,058 万 9,000 円の減となっております。減の主な理由としましては、臨時財政対策債が平成 13 年度借入れ分の償還が終了となったことや、合併特例債が平成 18 年度借入れ分の償還が終了したことなどによるものです。続きまして、302 ページを御覧ください。第 13 款、予備費でございます。5,000 万円の計上となっております。これは台風、集中降雨、大雪などの災害時応急処理経費や、突発的な公共施設の設備の修繕などに対して、機動的に対応するためのものがございます。続きまして、継続費について担当部長より御説明いたします。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。予算書 14 ページを御覧ください。第 2 表、継続費でございます。先ほどご説明申し上げました、J R 取手駅構内のエレベーター整備工事と合わせまして、1・2 番線にホームドア整備工事を行うための対象経費の 3 分の 1 を補助金として交付するものです。このホームドア整備工事でございますが、

JR東日本からは工事期間が令和4年度から5年度までの2か年となり、全体事業費は3億6,000万円となる見込みが示されております。市は年割額として令和5年度にのみ1億2,000万円を計上させていただいておりますが、令和4年度に交付決定をするため、あらかじめ事業費の予算確保をする必要があることから、継続費の設定についてお願いするものでございます。以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、予算書15ページ、債務負担行為について御説明いたします。資料として、御手元に、令和4年度当初予算、債務負担行為設定資料をお配りしておりますので、こちらを基に、所管ごとに、担当部長より御説明いたします。まず初めに、財政部所管について御説明いたします。1ページを御覧ください。上から6行目の固定資産税不動産鑑定及び時点修正業務委託でございます。こちらは、令和6年度基準年度の固定資産税（土地）の評価替えに活用する標準宅地の不動産鑑定評価、及び、令和6年度から8年度課税に活用する下落修正率算定業務を委託するもので、期間は令和7年度まで、限度額は903万円となっております。続きまして、1行目の公用車リース料（令和4年度）につきましては、資料の3ページ目を御覧ください。財政部所管分としては、1行目から4行目まで、管財課所管の車両4台について、リース期間の満了に伴い新規リース及び再リースを行うため、債務負担行為を設定するものです。財政部所管の債務負担行為につきましては、以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、債務負担行為、総務部所管の内容について御説明いたします。債務負担行為設定資料上から3項目め、事務用ノートパソコン使用料は、令和4年9月及び令和5年3月にリース期間が満了する職員の事務用ノートパソコンの契約を更新するものです。期間は令和4年度から令和9年度まで、限度額は5,093万円となります。続いて、その下の項目、オンライン会議ソフトライセンス使用料は、市主催で、オンライン会議を開催する際に必要となるソフトウェアライセンス契約をするものです。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は、令和4年度中に一括にて支払いをするため、ゼロ円となります。続いて、その下の項目、情報システムセキュリティ強化機器使用料、保守委託料は、令和4年11月にリース期間が満了する情報システムセキュリティ強化機器の契約更新をするものです。期間は令和4年度から令和5年度までで、再リースとなります。限度額は11万円となります。以上、総務部に関する債務負担行為について御説明いたしました。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして福祉部所管の債務負担行為についてご説明申し上げます。債務負担行為設定資料1ページの下から4番目になります。教育・保育給付費等クラウドシステム使用料744万円です。市と市内の民間保育園等をオンラインで結び、給付費の算定に関するシステムの使用料を、令和4年度から令和8年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の債務負担行為の説明をいたします。債務負担行為設定資料の1行目、公用車リース料でございます。こちらにつきましては公用車リース料の内訳書のほうを御覧ください。ナンバー11から13までの公用車につきましては、教育委員会で管理しているものでございます。債務負担行為につ

いては再リースをするために設定をするものです。続きまして、資料1ページに戻っていただきまして、事務用機器使用料、こちらは給食センターのコピー機及びファクス機を1年間再リースするものでございます。それから資料の下、3行になります。教育公務用パソコン使用料、教育センターシステムクラウド使用料、藤代スポーツセンタートラクター任意保険料、こちらの3件につきまして、債務負担行為の期間と限度額を設定するものです。内容につきましては後ほどこちらの説明欄のほうを御覧ください。教育委員会所管のものは以上でございます。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは、第3表の公用車——一番上の公用車リース料、こちらの健康増進部所管の部分で御説明いたします。内訳書ナンバー5番でございます保健センターの車両となっております。こちらは限度額201万円、期間につきましては令和4年から令和12年の設定とさせていただきます。以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部、前野です。建設部所管のほうも引き続き公用車リース料の内訳書の資料を御覧ください。上から6番目の管理課から10番目の道路建設課まで、5台分の公用車の債務負担行為を設定しております。6番の管理課で、現在使用している2トンダンプのリース期間が満了を迎えるため、10月1日から1年間の再リースを行うものです。なお令和5年度には当該車両を3トンダンプに入れ替える予定をしております。車両の製作に1年を要することから、再リース期間は1年間で設定しております。その関連で7番のほうも令和5年度に1トンダンプを3トン車に入れ替えるということで、再リース分の2トンダンプのリース満了期間である令和5年9月30日に合わせて、令和5年10月1日から8年間、3トンダンプの新規リースを行うものとなっております。8番は管理課で使用している軽自動車のリースをするものでございます。9番は水とみどりの課で使用しているパッカー車、こちらの8年間の新規リースを行うものです。10番、道路建設課は、軽自動車のリース期間が満了を迎えるため、2年間の再リースを行うものでございます。建設部所管については以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、予算書16ページを御覧ください。第4表、地方債について御説明いたします。今回、地方債として上げさせていただきましたものは、運営施設整備事業など15件をお願いするものでございます。予算書7ページを御覧ください。第5条、一時借入金でございますが、一時借入金の借入れの最高額を40億円と定めるものです。次に、第6条、歳出予算の流用は人件費の流用について定めるものです。

○消防長（秋山龍司君） 消防本部、秋山です。先ほどの令和4年度一般会計当初予算、消防本部所管におきまして、消防総務事務に要する経費の説明の際、防火衣リース料を659万3,000円と説明しておりますが、569万3,000円に訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。よろしく御願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 以上、議案第25号、令和4年度一般会計当初予算案についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。議案第26号、取手駅西口特別会計新年度予算についてご説明申し上げます。特別会計予算書14ページをお願いいたします。2の歳入から説明いたします。1款、使用料及び手数料についてですが、行政財産使用料としまして1万円を計上いたしました。内容としましては、東京電力並びにNTTの電柱敷設使用料でございます。次に、2款、国庫支出金ですが、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金といたしまして、8,580万円を計上いたしました。この交付金につきましては取手駅北土地地区画整理事業に要する経費分となります。続いて3款、県支出金、新市町村づくり支援事業費補助金、3,374万5,000円でございます。これまで整備を行ってまいりました西口歩行者デッキ、サイクルステーションとりで、ウェルネスプラザの整備費などに対して借入れを行いました合併特例債の償還額の一部についての補助金となります。次に4款、一般会計繰入金、6億4,661万4,000円でございます。こちらは事業費、地方債元金償還金、利子償還金及び一般職人件費等の財源が主なものとなっております。続いて、5款、繰越金は110万円、次に、6款、諸収入は預金利子1万円及び電線共同講建設負担金10万円を見込んでおります。次に、7款、市債ですが、取手駅北土地地区画整理事業債として、6,580万円を計上しております。続きまして、予算書15ページ、3の歳出について御説明いたします。1款、事業費、1項、審議会費ですが、取手駅北土地地区画整理審議会に要する経費、13万9,000円は、審議会委員10名で2回分の報酬と旅費を計上しております。次に2項、総務費につきまして、一般職人件費となります。続きまして、16ページ、西口都市整備事業総務管理に要する経費、118万8,000円。主なものとして、公用車2台のリース料及び取手駅北地区まちづくり協議会補助金となります。次に下段、3項、事業費、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費として、3億492万3,000円を計上しております。内容につきましては、次の17ページになります。初めに工事請負費、1億5,894万8,000円につきましては、引き続き駅前交通広場の整備を行うものでございます。続きまして、補償補填及び賠償金、1億2,810万円の内容につきましては、主に中断移転補償23件分となります。続きまして、取手駅東西自由通路整備事業に要する経費といたしまして、JRとの協議の旅費、3万2,000円となります。次に19ページをお開きください。公債費につきましては款計4億509万7,000円を計上しております。内容としまして、地方債元金償還金、3億7,009万9,000円、地方債利子償還金が3,499万8,000円となります。次に20ページ、取手駅西口都市整備事業特別会計予備費は、50万円を計上しています。続きまして、予算書10ページに戻ります。第2表、地方債です。取手駅北土地地区画整理事業債といたしまして、6,580万円を限度額としています。次に29ページをお開きください。債務負担行為の支出予定額等に関する調書となります。内容としましては、過年度議決分のみとなっておりますが、3台の公用車リース料、土木積算システム使用料及び保守点検委託となっております。最後に、30ページの地方債の現在高の見込みに関する調書について説明いたします。地方債の主なものとして、取手駅北土地地区画整理事業債と合併特例債で、合計といたしまして前年度末現在高見込額、56億2,501万8,000円、当該年度末現在高見込額、53億2,071万9,000円となります。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部の大野でございます。私のほうからは、議案第27号及び議案第28号を続けて御説明をさせていただきます。それではまず議案第27号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計の当初予算につきましてご説明申し上げます。予算書につきましては34ページを御覧ください。また予算説明書は147ページ以降となっております。国民健康保険事業特別会計、令和4年度当初予算の規模でございますが、こちらは歳入歳出それぞれ102億5,861万3,000円で、前年度当初予算101億3,303万2,000円と比較しまして、2億5,000——失礼しました、1億2,558万1,000円の増となっております。また取手市国民健康保険の被保険者の状況でございますが、令和4年1月末現在、2万3,821人で、前年同月期の2万4,830人と比べまして、1,009人の減となっております。それでは、歳入予算の主な内容につきまして御説明を申し上げます。予算書の41ページを御覧ください。1款、国民健康保険税、1項、国民保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ現年課税分、滞納繰越分を合わせまして、20億1,774万2,000円を計上いたしました。その下段、退職被保険者等国民健康保険税についても、それぞれ現年課税分と滞納繰越分を合わせまして、145万2,000円を計上し、全体では20億1,919万4,000円となり、昨年度の21億5,422万4,000円と比較し、1億3,503万円の減となっております。続きまして、予算書42ページを御覧ください。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、保普通交付金、68億6,126万8,000円を計上いたしました。県が市町村に交付する保険給付費に要する費用となっております。その下段、特別交付金、3億2,581万1,000円です。医療費適正化取組などに応じて評価交付されます保険者努力支援分や保健事業などの財政支援、激変緩和措置分を含む県繰入金、特定県——失礼しました、特定健康診査等負担金となっております。続きまして、予算書の42ページから43ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金です。こちらは6億395万2,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金、3億9,682万7,000円、職員給与等——失礼しました、職員給与等繰入金、1億9,032万5,000円、出産育児一時金繰入金、1,680万円となります。続きまして43ページ、同じく6款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、国保財政調整基金繰入金、3億6,233万円を計上いたしました。これは令和4年度からの2方式実施に伴う還元策として、国民健康保険財政調整基金より繰り入れるものでございます。続きまして、歳出に移らせていただきます。予算書45ページを御覧ください。また、予算説明書は148ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、国保事務に要する経費として4,826万5,000円を計上しております。その主な内容でございますが、46ページに記載のとおり、納税通知書や被保険者証などの通信運搬費、及び、国保事務に係る電算委託、国保連合が行っている共同電算委託等の委託料でございます。次に、46ページ中段から47ページ、予算説明書につきましては148ページから149ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費として、医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知や、レセプトの2次点検業務手数料としまして、1,160万9,000円を計上しております。続きまして、予算書の48ページから49ページ、予算説明書につきましては149ページを御覧ください。国保税徴

収に要する経費として、徴収嘱託員の報酬、各種催告状等の郵送料及び電算処理委託料等として、2,048万4,000円を計上しております。続きまして予算書51ページ、2款、保険給付費、1項、療養諸費については、1目、一般被保険者療養給付費に、63億7,200万円。3目、一般被保険者療養給付費、失礼しました、療養費に5,400万円。52ページの5目、審査支払い手数料に9,100万1,000円【「9,100万1,000円」を「2,900万1,000円」に発言訂正】を計上しております。その下段になります。2項、高額療養費では、主に、1目、一般被保険者高額療養費として8億7,300万円を計上しております。こちらは月々の医療負担が所得に応じた限度額を超えた場合に支払うものとなります。続きまして、予算書57ページから58ページ、3款、国民健康保険事業費納付金、1項、国民健康保険事業費納付金、1目の医療給付費分につきましては、13億7,953万5,000円、2目の後期高齢者支援金分につきましては、6億2,381万円、3目の介護納付金分につきましては、2億2,142万1,000円の合計22億2,476万6,000円を計上いたしました。続きまして、予算書70ページ——失礼しました、60ページから61ページ、予算説明書は150ページから151ページを御覧ください。5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費は、1億3,951万円を計上しております。特定健診、特定保健指導に要する経費であります。特定健診につきましては集団健診と医療機関健診を実施し、被保険者の健康を——健診を受診する機会の確保に努めるとともに、平成30年度より糖尿病性腎臓病重症化予防事業を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症対策の一環として開始しました集団検診予約管理業務でございますが、受診者の利便性向上を目的に、感染症が落ちついた後も業務を継続するため、新型コロナウイルス感染症対策経費から特定健康診査等事業に関する経費に移し替えて計上しております。続きまして、予算書62ページから63ページ、予算説明書は151ページから152ページを御覧ください。同じく5款、保健事業費、2項、保健事業費、2目、疾病予防費、1億394万9,000円を計上いたしました。40歳以上の被保険者に対する人間ドック受診に対しての補助金やがん検診等のワンコイン事業に要する費用となっております。最後となりますが、予算書の36ページにお戻りいただきまして、第2表、債務負担行為の特定保健指導業務委託ですが、特定保健指導の開始時期により年度をまたいでの指導となることから設定するものでございます。以上で議案第27号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明を終わらせていただきます。続きまして、議案の第28号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書につきましては84ページを御覧ください。説明書は154ページとなります。後期高齢者医療特別会計当初予算の規模でございますが、歳入歳出それぞれ33億6,235万1,000円とするものでございます。前年の32億4,637万4,000円と比較しまして、1億1,597万7,000円の増となっております。後期高齢者医療のこの増額の主な要因でございますが、こちらは被保険者の増によるものでございます。後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方や一定の障害のある65歳以上の方が加入する医療保険制度でございます。運営は茨城県後期高齢者医療広域連合が行っております。取手市の被保険者数の状況でございますが、令和4年1月末現在で1万9,503人、前年同月の1万8,798人と比べ、709人——失礼しまし

た、705人の増と、年々増加の一途をたどっております。また年齢別人口資料によりますと、今後10年間に於いて、75歳到達による新規加入者が毎年約1,800人程度見込まれるとされ、急激な増加傾向にあります。これに伴いまして、後期高齢者医療制度に係る財源も年々増加していくものと推測されております。それでは歳入予算の主なもの内容をご説明申し上げます。予算書90ページを御覧ください。1款、後期高齢者医療保険料、1項、後期高齢者医療保険料です。年金からの引き落としとなる1目の特別徴収保険料として、11億3,861万5,000円、2目、普通徴収保険料としまして、現年、過年度合わせまして、4億9,256万1,000円、合計で16億3,117万6,000円を計上しております。徴収する保険料でございますが、前年度は16億1,393万7,000円と比較しますと、1,723万9,000円の増額となっております。被保険者の増が主な――主な増額の要因となっております。次に、3項、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、職員給与を含めた1目、事務費等繰入金として、1億3,125万7,000円、2目、保険基盤安定対策費繰入金として、医療費の12分の1の負担金と、低所得者や被保険者保険の被扶養者だった人に対する保険料軽減のための繰入金を合わせまして、15億686万1,000円、3目、健康増進事業繰入金として、健康診査及び人間ドック助成事業費、8,960万3,000円を計上しております。続きまして、歳出予算に移らせていただきます。予算書は92ページ、予算説明書は155ページから157ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費の下段、後期高齢者医療事務に要する経費といたしまして、1億5,947万5,000円を計上いたしました。主な内容としましては、後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者医療広域連合負担金、人間ドック検診助成金などとなっております。続きまして、93ページ下段から94ページ、2項、徴収費でございます。保険料徴収に要する経費、413万7,000円を計上いたしました。納付書発送の郵送料や口座振替の手数料、普通徴収窓口納付分、収納データ処理手数料が主なものとなっております。続きまして、予算書95ページ、2項――失礼しました2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費といたしまして、31億3,803万9,000円を計上しております。取手市が徴収した保険料や医療費負担の市ルール分として、県広域連合へ納付するものとなっております。以上で、議案28号の令和4年度と取手市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第29号、令和4年度取手市介護保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。令和4年度取手市特別会計予算書117ページ、歳入歳出予算事項別明細書下段の歳入合計欄を御覧になってください。予算説明書は161ページです。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億8,360万3,000円を計上しました。昨年度当初予算の84億8,788万9,000円と比較しまして、23%増となっております――失礼いたしました、2.3%の増となっております。初めに歳入についてご説明申し上げます。歳入の主な内容を申し上げますと、予算書119ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料、第1号被保険者保険料ですが、20億8,542万3,000円を計上しています。前年度と比較しまして、8,139万4,000円の増となっております。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、14億2,531万4,000円を計

上しています。前年度と比較しまして、2,903万2,000円の増となります。予算書120ページを御覧ください。4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金ですが、22億686万5,000円を計上しています。前年度と比較しまして、4,481万7,000円の増となります。支払基金から交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者が負担する介護保険料分が主なものです。5款、県支出金、1項、県負担金、介護給付費負担金ですが、11億6,598万4,000円を計上しています。前年と比較しまして、2,236万7,000円の増となります。予算書121ページを御覧ください。7款、繰入金、1項、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金などで、13億5,562万1,000円を計上しています。前年度と比較しまして、3,526万8,000円の増となります。次に歳出について御説明いたします。予算書129ページ、予算説明書163ページを御覧ください。2款、保険給付費、1項、介護サービス費、サービス等諸費、居宅介護サービス給付費です。27億9,912万円を計上しています。前年と比較しまして、2,568万円の増となります。次に、予算説明書164ページになります。施設介護サービス給付費ですが、31億3,500万円を計上しています。前年度と比較しまして5,700万円の増となります。予算書134ページ、予算説明書は165ページを御覧ください。4項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費ですが、2億1,858万円を計上しています。前年度と比較しまして、1,656万円の増となります。介護サービスを利用した際の負担額が一定額を超えたときに高額介護サービス費を支給し、利用者負担の軽減を図るものです。次に、予算書137ページ、予算説明書は167ページを御覧ください。3款、地域整備事業費、1項、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防生活支援サービス事業費ですが、1億6,709万円を計上しています。前年度と比較しまして671万8,000円の増となります。これは要支援者等に対して、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化防止のために、日常生活の支援をするものです。次に、予算書138ページ、予算説明書168ページをお開きください。健康づくり推進課分でございますが、2項、1款、介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業に要する経費ですが、1,191万5,000円を計上しています。地域の実情に合わせて、介護予防活動が展開されていくことを目指し、住民主体の通いの場等において、介護予防活動をより効果的に行えるよう支援するものになります。最後になりますが、事前に令和4年度介護特会当初予算グラフ資料というPDFファイルを議員の皆様方にお送りしております。ただいま御説明した内容を含めたまとめの資料となっております。御参考にしていただければと思います。以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。議案第30号、令和4年度取手市競輪事業特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書は165ページをお願いします。歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,717万6,000円とするものです。予算書172ページの歳入から説明いたします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、340万7,000円を計上しております。こちらは本場開催及び場外発売の特別観覧席の入場料となります。2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、20億円を計上しております。インターネット発売の売上げが増えており、また令和4年度はF1競輪を正月三が日に開催する予定となっていることか

ら、前年度と比較して5億円の増としております。続きまして、6款、諸収入、2項、雑入は、99万4,000円を計上しております。主なものとしては時効金収入となります。3項、受託事業収入は、年間で12開催を予定している場外車券発売の本場開催施行者からの開催委託料で、1億6,676万円を計上しております。歳入予算は以上でございます。続きまして、歳出予算を御説明させていただきます。予算書173ページからになります。予算説明書は178ページ、179ページになります。予算書で説明させていただきます。173ページ、1款、競輪事業費、1項、総務費の競輪事務に要する経費は、148万3,000円を計上しております。予算書174ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費は、前年度比4億8,841万8,000円増の19億9,214万6,000円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬を800万円、選手賞典費を6,980万9,000円計上しております。次に委託料は、3億1,028万3,000円を計上しております。予算書175ページをお願いします。委託料の主なものとしましては、場内外の清掃、警備業務、衛星通信業務、場外車券発売開催業務、競輪業務実施委託料でございます。続きまして、使用料及び賃借料は、取手競輪場や場外車券発売にかかる売場施設、ファン送迎バスの借上料で、1,832万8,000円を計上しております。続きまして、負担金補助及び交付金は、7,866万1,000円を計上しております。主なものとしましては、全国競輪施行者協議会への分担金2,449万8,000円、競輪開催共通経費負担金1,000万円、JKA交付金4,160万円でございます。続きまして、償還金利子及び割引料は15億円を計上しており、車券発売収入20億円の75%に当たる的中車券払戻金となっております。続きまして、予算書176ページになります。場外車券発売競輪事業に要する経費は、前年度比176万9,000円増の1億5,920万2,000円を計上しております。主なものとしまして、会計年度任用職員報酬4,560万円。統制業務管理委託料、場内外清掃委託料、警備委託料などの委託料で、6,315万円。施設借上料、ファン送迎バス借り上げ料の使用料及び賃借料で3,717万5,000円を計上しております。続きまして、予算書179ページをお願いします。3款、諸支出金、1項、諸支出金、競輪事業繰出金は、一般会計への繰出金で前年度比1,000万円増の2,000万円を計上しております。以上になります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○取手地方公平委員会事務局長（染谷 久君） 公平委員会事務局の染谷です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第31号、令和4年度取手地方公平委員会特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書187ページ、予算説明書は182ページをご参照願います。歳入歳出予算総額は74万2,000円で、令和3年度予算と比較いたしますと6万円の増です。歳入についてご説明申し上げます。予算書は192ページです。歳入は関係団体7団体からの負担金、29万4,000円。繰越金、44万7,000円。そして諸収入の預金利子1,000円でございます。次に、歳出ですが、予算書は193ページからです。公平委員会事務に要する経費ですが、総額は27万6,000円で、前年度と比べ1万7,000円の増です。主な支出につきましては、需用費と各種負担金でございます。次に、公平委員報酬等に要する経費ですが、総額が43万6,000円、令和3年度予算と比べますと4万3,000円の増でございます。主な支出につきましては、公平委員3名分の報酬及び旅費でござい

ます。以上、簡単ではございますが、議案第 31 号、令和 4 年度取手地方公平委員会特別会計予算の説明とさせていただきます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私、最後となりますが、その前に申し訳ございません、先ほどの議案第 27 号の令和 4 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、訂正を 1 か所お願いしたいと思っております。予算書の 51 ページ、2 款、保険給付費の 1 項、療養諸費の際に、52 ページの 5 目、審査支払手数料におきまして、先ほど金額、9,100 万 1,000 円とってしまいました。こちら正確には、2,900 万 1,000 円でございます。訂正のほどよろしく願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは続きまして、議案 32 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明をさせていただきます。御手元の議案書と合わせまして令和 4 年度一般会計補正予算第 1 号案の概要をお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。今回の補正予算は令和 3 年度から継続して実施しております新型コロナウイルスワクチン接種事業について、国が定めております接種期間の令和 4 年 9 月までの間、対象となります市民の皆様に対するワクチン接種を受けられる体制を確保するために必要な経費を補正予算として計上させていただいております。ここで今定例会で御審議いただく令和 4 年度の当初予算ではなく、第 1 号補正にて計上となってしまった理由を御説明させていただきます。令和 3 年 9 月——昨年 9 月、厚生労働省の通知の中で、追加接種を実施する必要性があり、その時期は 2 回接種完了からおおむね 8 か月以上後とすることが妥当という見解が初めて示されました。その後 11 月の通知におきまして、追加接種の予防接種法における位置づけが明確となりまして、12 月 1 日から追加接種を行うこととされました。しかしながら、追加接種に向かう中で接種間隔を先ほど申した 8 か月から 6 か月とする前倒しの問題に対する国の方針が明確にされないままとなり、昨年末の 12 月 17 日付けで初めて国通知にて 6 か月前倒しという方針が明らかにされたという経緯がございます。このような内容から、当初予算計上の時期には、国の追加接種の明確な方向性が定まっておらず、予算計上が非常に困難な状況にあったためでありました。何とぞ御理解を賜りたく存じます。よろしく願いいたします。それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算書にてご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 5,096 万 6,000 円を増額し、予算総額を 392 億 6,096 万 6,000 円とするものでございます。なお、歳入歳出予算についての説明は、今回の歳入が全て歳出を伴うものでありますので、歳出の説明に合わせて御説明をさせていただきます。補正予算書の 5 ページから 6 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、2 億 5,096 万 6,000 円を増額しております。主な経費といたしましては、ワクチンの請求事務等を担う会計年度職員等の人件費、4 月以降もワクチン接種を進めていくための個別及び集団接種の予防接種委託料、集団接種会場の会場の運営等を行う従事者の派遣委託料、そして予約相談等に対応するコールセンター業務委託料、またワクチンを個別医療機関へ移送する委託料や個別接種に協力いただける医療機関に支給する協力金、時間外休日の集団接種への医療従事者派遣の協力金、そしてワクチン接種による健康被害

が発生した場合に、国の審査会で認定された対象者に交付される予防接種健康被害給付金等となっております。あわせまして歳入に関しましては、4ページの国庫支出金、県支出金、諸収入によりまして、歳出と同額の2億5,096万6,000円となっております。以上が簡単ではございますが、議案32号、令和4年度取手市一般会計補正予算第1号の説明となります。

なお、以上をもちまして本日のオンラインの説明を終わらせていただきます。非常に長時間にわたりまして、本当にお疲れさまでございました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。